

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第7回 策定部会 議事録

平成23年8月7日

門真市立文化会館1階ホール

委員長：それでは、定刻を少し過ぎましたが、始めたいと思います。今日は、午前と午後を挟んでエンドレスということで、一定の方向にまとまるまでは進めたいと思いますので。

委員A：もう今日で決めてしまわないといけませんね。市民の目線で。妥協はしないですよ。

委員長：前回議論していただきましたが、形式的な言葉の修正についてはこだわらずにお願いします。しかし内容についての議論をしないではいけません。前回合意を得た点は、2点あると思いますが、ひとつは職員の役割を特出ししたほうが良いという点ですね。

委員A：先生ひとつだけ訊いてよろしいですか。役所の人も入ってもらったほうが良いんじゃないですか。

委員長：そうですね。この委員会で合意が取れば問題ないと思います。よろしいでしょうか。

委員：はい。

(事務局職員 席につく)

委員A：入っていただかないと、法律的なことが出てきたら分からないですからね。

委員長：職員については、項目を特出しするというので、市民委員会原案の19条20条を職員の役割として出すことと、最後のページの評価に関連するところは、事務局案を採用する。この辺りが前回合意を得たところだと思います。

委員B：職員の19条20条を入れるのと、もう一つは何でしたか。

委員長：後は最後の評価・検証に関連するところですね。7月15日の市民委員会原案ではなく、事務局案の16条を採用するということで、この点は異論がなかったと思います。

委員B：ちょっとあるんです。

委員長：わかりました。では順番に見ていく中でお願いします。前回議事録を見ているとそんな感じがしましたので。それ以外の点につきましては、別の意見をお持ちの方もいらっしゃいましたので、改めて順番に見ていければと思いますが、議長よろしいでしょうか。

委員C：はい。

委員長：では、前文については最後に見るということで、まずは中身を見ていきたいと思います。最初から順番でよろしいでしょうか。

委員A：最初から見ていって、また午後からも話をするようになるでしょう。

委員長：はい。では最初のページから見ていただければと思いますが、目的と定義に関連するところですね。これまでの原案の「指します」は、「いいます」で統一するということですね。それ以外の内容についてご指摘があればお願いいたします。

委員B：はい。

委員長：はい、お願いします。

委員B：定義の事業者ですけども「その他の活動」と書いてあるのは、どういう…「公共的な活動」というのは、NPO・ボランティア団体で良いんですよね。

委員長：NPO・ボランティア団体が事業者になる場合は、事業者ということですね。

委員B：じゃあ、「営利又は非営利の活動」、これは分かるんですが、「公共的な

活動その他の活動を営む団体」、公共的な活動以外のその他というのは何を…。公共的な活動というのはNPO・ボランティア団体でわかるのですが、その他の活動というのはどういうものを含むのかなど。ご説明いただければありがたいのですが。

委員長：はい。原案でも、語呂合わせ的に書いておりました、誠に申し訳ないところではあります。

委員B：いろんな取り方にできるものにしたくないなと思ひまして。

委員長：かつ、今民間企業であっても公共的活動というふうに、役所の委託であるとかいうものを受けた場合は当然公共的活動となると表現されますので、確かに「その他の…」は不要かもしれません。

委員D：でもこれはすべての活動を意味しているんですね。

委員長：この場合はそうですね。

委員D：すべての活動を意味していて、そこで「すべての活動」としてしまふとよく分からないから、営利非営利と公共的活動という大部分のところがあって、そしてその他とあって、「すべて」と同じ意味にしていると思うんです。

委員長：営利非営利ですべてを含んでいるのですが、もう一方の表現として、公共的活動とその他という別の表現になっていますが。公共的活動と、後は営利活動、民間企業を指すと思うのですが。

委員B：別にこだわらなくても良いんですけどね。どういう活動を指すのかなとふと思ったので少し伺ったんですが、公共的活動とその他の活動ということですか。

委員D：意味としては、団体で活動している人すべてをここに入れたかっただけの話で、そこで公共的な活動と非公共的な活動というのもおかしいから、その他と言ったらすべての活動を意味する、というぐらひの言い方と思うのですが。

委員長：門真の事業者をすべて入れようという。

委員D：言いたいのは、団体に活動する人はすべて入っているんですよ。ここを守ってくださいということなんだから。私はここに入っていないから守らないという団体が出てきたら困りますよね。

委員E：イメージとしたら、自治体を含む政府の活動と、ビジネスで活動されている民間のセクター、それとボランティアセクター。ボランティアセクターと民間セクターは、NPOや企業という形ではっきりとしているけれども、公共的活動その他の活動の部分は曖昧なもの、門真市以外でも大阪府、国、国の関連機関や、外国籍の門真の生活に影響を与えるものもあるかもしれない、その辺を曖昧に寄せているのではないかなと思うのですが。そういう書き方をしたような印象ですね。

委員B：こだわらなければそれでも良いのですが、活動するすべての団体…

委員E：ということで良いんじゃないかということだと思います。門真市内で活動するすべての団体という言い方で、シンプルな言い方で良いのではないかということですね。

委員F：そのほうが分かりやすいかもしれませんね。

委員長：市民の定義でそこも入ってきています。

委員E：で、なぜそうなったかという、最初は事業者ですね。門真の場合は企業の存在が大きいからこれを入れようとなったんですね。それから非営利も入れようとなったと。そうするとそれ以外のものもあるじゃないかということでその他も入れたと。そういう順番になっていると思いますけれども。そこをもう少し大まかな言い方で良いじゃないかということであれば、1号に吸収しても良いんじゃないかということにもなるかもしれません。

委員長：途中で事業者を特出ししようということになったのだと思います。

委員B：資料をもらって、市の職員さんの説明を受けたときに、私自身は市民というものと、事業者・議会・市役所、これは機能的なものですね。

市民は少し違うなと思って、そこで担当の方とやり取りがあって、私の思うことを分かってもらえなかったの。事業者というのは「者」となっていますが、事業所ではないのですか。

委員長：ただ、意志を持った主体として、例えば株式会社、法人格を持った主体として考えるなら事業者ですね。

委員F：法人格を持っていたら意思を持っていますからね。

委員B：議会も市役所も人間ではないですよ。市民は人間なんですよ。で、事業者と書いてあると、中途半端な感じが私にはあって。やっぱり分かかってもらえませんか。

委員長：意志を持った団体と考えると「者」のほうが。事業所だと場所を指すことにもなりかねないので。

委員B：議会も市役所も場所じゃないですか。

委員F：おっしゃることは分かります。議会ではなく議員さん、市役所じゃなくて役所の職員さんだということですよ。そうまとめたほうが良いのかもしれない。市民、事業者ときたら、市役所も職員さんを含む市、議会も議員さんを含む。

委員B：市民の中には、事業所の中の方も含まれるんですよ。議会の議員さんも含まれる。市役所の職員さんも含まれるんです。で、事業所と書いたほうが、それが明確になると私は思うんです。

委員F：逆に考えると、市役所や議会も「者」に変えてしまったほうが良いという考え方もできますね。どちらかを取ればいいんですね。

委員B：そう、どちらかに統一すればいいので。市民は人間じゃないですか。機能的な会社とか事業団体とか議会とか市役所とは、ちょっと違うんですよ。1号から4号と、分かりやすくお書きになっておられますが、実は違うんじゃないかなと。

委員D：でもここは定義であって、分類をしている訳ではないので。前回話し

ている内容ですから。議会の場合は、議会と議員で言いましょうという話はこの前しましたよね。市役所も、機能・役割として市役所を入れたうえで、職員も入れましょうという話も前回できましたよね。だから市役所も職員もあるべきであって、議会も議員もあるべきであって、ここで言う事業者の説明のところは、単に市民の中の説明で、事業者の説明をしないといけないという意見があったからここで説明しているだけなんです。事業者を構成している人の役割を謳うところはこの後どこにもないのです。謳うのは、市民だけなので、あまりここで議論していると、後ものすごく時間がかかる。

委員B：私が一番気になる、わかりにくいなと思ってしまったんですね。

委員A：役所としてはその辺どうなんですか。

事務局A：私が知っている範囲で言えば、事業者というよりも事業所という表現のほうが、おっしゃっている流れからいけば分かりやすいのかなと思います。けれども、あくまで委員会で議論されているお話なので…

委員A：でもそれは、これからも役所としてどういう表現が一番良いかは訊きますよ。

委員B：定義だからということなんですけれども、分かりやすくしたいなというのが。読んで「者」となってしまうと人間と思ってしまいうんですね。

委員A：事業所ね。事業所。

委員E：今のお話で、私もこうしたほうが良いのかなと思うところが。市民の定義を見ていただければと思うのですが「市内に立地する事業者をいいます。」とありますよね。こっちは場所なので「所」のほうが良いのかなと思います。2号のほうは事業所で事業を行う者なので、「者」でも良いのかなと思うのですが。

これは、検討部会に持っていくという方法もあると思います。検討部会に出ている意見ですので、事業者を特出しすることで何をさせようと思っているのか、何を考えてこれをおっしゃったのか確認した上で議論しても良いのかなと。2号のほうはペンディングでも良いのかなと。1号は、おっしゃったとおり「所」のほうがしっくりくる、場所

の話ですので。

委員長：「事業者」ととりわけ出てくるのは、No. 5の事業者の役割なんですね。

委員B：これも事業者になっているんですね。

委員長：これもどちらにするのかという話で。

委員E：おっしゃった方の意図がおそらくあると思いますし、私の記憶ではおそらく2・3人くらいだったと思いますので、ちょっと意見について説明してもらって、検討部会の宿題にしても良いのかなと思います。

委員長：検討部会の宿題にしても結構ですし、どちらかで統一しても…

委員A：決めてしまったほうが良いですよ。今日1日で決めてしまわないと。

委員長：ここで一本化しておいたほうが、検討部会では議論しやすいと思います。

委員F：なしにするのも、一つの案ですからね。2号をなしにするのが良いのかもしれないよ。

委員G：市民の中に含めてしまうのが筋だと思います。なぜここで事業者だけが出てくるのか…それほど後で重要視されている部分ではないと思いますが。市民の中で、市内で事業をされている方という分類だけをすれば、それで済む話だと思います。

委員長：これは、何回も議論があった中で必要だという人がいたときに入れたので。

委員D：これは説明だけの問題ですからね。

委員E：最初におっしゃっていた話で、シンプルにしてはどうかということと言うと、他市では「市内で事業活動を行うものをいう。」これだけの定義です。シンプルにしようと思ったらそういう方法もあると思います。

委員B：いっそ2号をなしにするほうが、すっきりするのかもしれませんがね。

委員長：では、定義の事業者をなしにして、市民の定義の中の事業者はそのままでもよろしいですか。事業所にしますか。

委員F：「者」で良いと思います。

委員H：事業者の定義をなくすのだったら、事業者がどこかにないと。後ろで事業者が出てくるのですから。

委員長：前回、事務局案を原案として検討のたたき台とするという話だったので、事務局案の2号はなしということでもよろしいですか。はい。そうしましたら、No. 1はこれでよろしいでしょうか。後で振り返るといことで、お気づきの点があれば。次のNo. 2になります。

委員B：いいですか。

委員長：はい。

委員B：皆さんなければ、よろしいでしょうか。「自ら生成し」という部分なのですが、クリエイションという意味で言うのであれば「創造」のほうがわかりやすいかなと。生成も、できること・生じること・クリエイションなんですけれども、あまり生成という言葉は普段使われないので、ちょっと解りにくいかなと思って辞書を引いたのですが。創造のほうがわかりやすいのかなと。生成って何か化学のような感じで使うことはありますが。

委員長：私は「創造」でも意味としては構わないと思いますが、いかがでしょうか。

委員D：「生成」と「自立発展都市」を意味しているのだから、「創造」と「発展」には違和感があるんですけどね。発展の前に何を言っているかという、発生して、成長して、さらにそれが発展していくという文脈としては、生成し発展するというのが普通に出てくるフレーズだと思う

いますけどね。

事務局A：ちなみに、総合計画に市長の文章を掲載させていただいているのですが、そこにも、元々基本理念に移動させた理由も併せて、生成し発展していくという風なことが書いてあるのですが、そういう意味から言ったらこういう表現でいかがでしょうかということ。

委員A：良いんじゃないですか。

委員D：フレーズとして、生成・発展という言葉がありますからね。

委員B：わかりました。

委員長：よろしいですか。はい。では基本理念のところはいいとして、最高規範性のところはどうですか。よろしいですか。

委員A：何かありますか。

委員長：よろしいですか。わかりました。No. 2は変更なしということですね。では次にNo. 3にいきたいと思います。

No. 3もこれでよろしいでしょうか。市民検討委員会原案での持続可能な自治を前の基本理念に移動させたということですので。よろしいですね。ではNo. 4をお願いいたします。

委員B：ここは2つほど。

委員長：はい、ではご指摘お願いします。

委員B：総合計画、6条の2項ですが「監視が役割ですので主語を修正しています。」とあるんです。7月15日原案では「議会や市役所」になっているのですが、事務局案では「監視が役割ですので主語を修正しています。」となっているのですが、第5条の第3号に「対等の立場で…」という協働の部分となっていて、議会は監視が役割なのかなと。議会も市役所も協働で、対等の立場で自ら生成し発展していくという部分があり、議会は監視して、注文をつけるだけでは駄目なんだという部分が第5条第3号に出ていますので、これはやっぱり監視が役割とい

うのはいかがなものかと。

委員長：市民検討委員会原案では、いわゆる市政運営というのは、議会も監視することで市政運営に関わっていくので「議会や市役所は」という表現になったと思うんです。

委員D：私も、おっしゃるように議会や市役所で良いと思います。入れないほうが問題ですね。

委員H：議会も、これを基にして監視するんですね。そういう意味ですよ。

委員D：議会は、総合計画を知らないというわけにはいかない。総合計画は議会によって承認されていますからね。いつの間になくなったのか。

事務局A：事務局です。市の施策を運営というのは、実施していくことと我々は受け止めまして、その意味からいうと、事務方である市長が市政運営していく。それと議会がそのチェックをするということ、当然市民の皆様にも見ておいていただかないといけないわけですが。総合計画の実施については、市長・職員が実施するということを明確化するために、ここではあえて議会を外させていただいたんです。チェックするということは、その前に進めることに合うのかということに疑義があったのでそういった風にさせていただきました。

委員D：わかりました。市政運営にこだわられたから議会がなくなっている。ここの文章でこだわるのは、総合計画を実現するということだから、実現するためには議会と市役所が協働して。もしおっしゃられるように市政運営という言葉がよくないのだったら、市政運営プラス、議会の活動に関することを入れてもいいし。

委員長：市政運営という言葉の解釈の問題ですね。市政は議会もかかわると思うのですが。

委員B：議会も市政運営の一員ですよ。

委員A：だから「議会・市役所は」と。

委員長：ただ、少し気になったのは、今年の5月、施行は5月だったと思うのですが、地方自治法で、議会での基本構想の承認義務が削除されました。そこで門真市の方針が分からないので、事務局原案のようになったのかなと個人的に想像していたのですが。要するに、これを入れることによって議決案件を増やして、審議事項を増やすことを自動的に義務付けるようなことになりますから。市民検討委員会原案では。私はそのほうが重要だと思いますが。そういう意図があったのかと。

委員F：飛ばすこともできますからね。入れておいたほうが絶対良いです。

委員E：入れ方なんですけれども、以前のように「議会や市役所は」という風に入れるやり方もあると思うんですね。他方でもう1項起こして、市役所と同じ文言ではいけないということであれば、議会の関わりについて明記する方法もあるかなと思います。そのほうが行政側から見ると、整理できて良いのかもしれないです。しかしこれは事務局案で提案するわけにもいかない話なので、ここで議論したほうが良いかなと思います。

委員D：それは良いですね。議会は、総合計画に基づき…

委員E：例えば、今の先生の話で言うと、元々基本構想は議会で議決しなさいというのがなくなった訳ですね、法律上。だから、最低限監視しなさいというお話ですとか、議決しなさいという話を入れるのはありうる要素だと思います。

委員長：同じ意味を含みますが、あえて強調するなら3項に議会を入れるということですね。

委員B：それで良いのではないのでしょうか。

委員長：結局、言葉としては総合計画の監視ということですね。

委員D：議会のところの文章では、監視というよりも政策云々ということがあった…。

委員E：あと、先ほどおっしゃっていた話を入れるとすると、実現するために

議会も積極的に加わりましょうという、理念のような話…

委員D：そのほうが良いですね。議会の監視というのがどうも…

委員F：参加させましょう。

委員D：議会も総合計画実現へ向けて、市政の監視活動や積極的に参加してとか、そういうフレーズを入れてもらったら。参加して、実現する一つのエンジンになるんだという表現…

委員B：やっぱり責任を持ってほしいんですよ。議会を通したわけですから、市役所にやらせて注文だけ付けて、じゃあどうすればいいんだとなればそっちで考えてみたいなというのは無責任だろうと。やっぱり責任は持ってもらわないと。

委員D：総合計画の実現へ向けて、協力だけではないですね。協働して事に当たるようなフレーズを。すぐには出てこないですが。

委員G：総合計画は、市民が入るのが普通なのですか。説明のところでは3者が協力して総合計画を策定するようなことが書いてあるのですが、この条文には市民というフレーズがないんです。それは何かあるんですか。

事務局A：計画を策定するときには、この中にも総合計画の委員になっていただいた方もおられますし、今後の評価の部分についても予定の話ですが、そういう形で評価していく流れをつくっていかうと、市の中では考えております。

委員A：それが一番大事ですね。

委員E：今おっしゃっていただいた話で言うと、もう1項さらに増やして、市民の部分も…

委員G：いやいや、他のところでは3つ出てくるのに、ここでは市民だけ抜けているのは意図があるのかなと思っただけです。

事務局A：そういうところも含めて、我々は実施に主眼を置いて、市役所だけを特出ししたと。

委員G：そうですね。市役所だけにしていっちゃうのは、市役所が中心となっていくのが理由なのかなと私は思ったのですが。ここに議会が入るなら、市民はなぜ抜けるのかなと思ったんです。

委員F：総合計画は市民がつくっているのだから、いつもしていることを謳っておくんですかね。

委員B：だから、総合計画という項目をつくった以上は、ある程度重ねてであっても、3者を書いておかないといけないかな。

委員G：総合計画に市民を入れないといけないということはないんですよ。

事務局A：入れないといけないというのは。現実に入ってもらっていますよね。

委員G：それは門真市のローカルルールというか。

委員F：どこでもやっていますよ。

委員G：どこでもなんですか。

委員F：でもそれは法的に決まっているものではない。だから議員も法的には基本構想を承認しなくてもよくなったんだから、ここで入れておけば良いのかもしれないね。

委員B：総合計画を特出しして書いている以上は、十分すぎるくらいに書いておいても。書かなくても良いんですけどね。

委員E：担保で、いいと思います。私がかかわっている総合計画をつくる場所では、議員さんと商工会議所の人たちだけで審議会をやっているところもありますので。公募市民がないというところで。そういうことではなく、門真は市民参加という原則を打ち立てるという意味では。

委員F：公募制にするというのを原則に書いても良いですよ。

委員B：市民もやっぱり責任があるんですよ。

委員D：大体、市民の役割の中に「協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。」というのが、総合計画に参画するということにきていると思うのですが。まちづくりの中に総合計画が一部。まちづくりも総合計画も同様かもしれませんが。だから、市民の役割のこの部分のような言葉を入れるとしたら「市民は、協働による総合計画の実現に、責任と主体性をもって取り組むよう努めます。」というようなフレーズが入るんだろうなど。

委員F：入れたらつながりますね。

委員長：第6条の順番はどうでしょうか。2項が市民、3項が市役所、4項が議会となるのでしょうか。

委員E：市民・議会・市役所が最初の定義の順番ですよ。

委員B：総合計画に関しては、市役所・議会・市民でも良いのかなと思ったりもします。

委員E：順番を変えたら、説明が必要になりますよね。

委員D：言われるように、意味は分かりますよ。ここでいう総合計画を計画・実施・推進していくということに絞った内容であれば、市民が最初にくるのはおかしいと。やっぱり市役所が最初に来て、議会・市民になると思うんですけども。だから、市役所の案は、計画的な市政運営に努めますということで、言いたいことは元に戻るのですが、そういうことなんです。市役所が中心にやりますと。

事務局A：皆さんがおつくりになられた総合計画なので、責任をもってやりますと。あとでの市民などの役割の中で、総合的に関わりをもっていただくということなので、それをあえて総合計画という位置付けの中で謳う必要はないという判断もあるのですが。

委員D：私の提案としては、総合計画の2項に市役所を書いて、3項は議会で、

ここでは市民は謳わず、市民の役割の中で謳っているから。市役所と議会は総合計画のプロなんですから、そこでしっかりやってくださいというのをこの趣旨として持ってくる。いつも3者持ってくると、なにかだらっとした感じになって。

委員B：それはまたちょっとおかしいかもしれません。もう一つの案として、3項4項とする必要はなくて、市役所・議会・市民を2項の中に入れてしまう。

委員長：それは形の上ですから、どちらでも。

委員B：分けると順番の話になってしまうので。それだったら2項の中に全部入れてしまって、それぞれ責任があるということ。

委員長：順番自体はいつでも入れ替えられるので、何を入れるかということですね。

委員B：入れてほしいという気持ちはありますね。

委員長：わかりました。

事務局A：それは、それぞれの立場で、ということですよ。例えば「市民・議会・市役所は、総合計画に基づいて総合的かつ計画的な市政運営ができるように、各々の立場で努力していきます。」というようなことを、2項にまとめて入れる…

委員B：ではないんです。

委員D：「市役所は、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。」と、これはここでまとめておく。同じ2項の中で、市役所の後「議会は…」として、その後「市民は…」を入れるんです。これが2項だけにしてしまおうという意味ですね。

委員B：やっぱり、市役所は市政運営の主体ですからね。

事務局A：実際事業していくのはそうですね。

委員B：ただ、そこで市民や議会が市役所にさせて、それについて悪いところを責めるという形が、今までできていたような感じがするんですね。それはちょっと変えたいなという思いがあるので、市民も議会も市役所のしていることに対して、理解と協力が必要だと思うんですよ。市民も議会も、関係ないのではなくて。

事務局A：それぞれの立場で協働していきましょうという。

委員C：そもそも総合計画、第6条が入っている目的なのですが、これは市民・議会・市役所の3者が協働で実現するためのルールを、自治基本条例が定めるという位置付けを明確にするということですよ。ですので、総合計画をここに入れようとなっていたときは、3者は必ず出てくるべきだという議論が1回なされておりますので、確かに必要なと思います。だから、何のために総合計画を出してきているのかということですね。

委員長：それは説明の中に書いてある内容ですけれども、そのことを条文でも明らかにするということですね。

委員C：そうですね。

委員長：そういう意味でも、市民・議会・市役所を表現するということによるのでしょうか。順番については、入れ替えもありうるかもしれませんが。続けて、同じページの市民の役割はいかがでしょうか。

委員D：言葉だけの問題なのですが、3項「市民は、多様な価値観を学び」と。多様な価値観を市民は、学ぶ必要があるのだろうか。多様な価値観を知る必要があるのであって、学ぶ必要はないような気がして。そういう価値観があることを知って、お互いの立場を尊重しあうようになるのだと思って。「学ぶ」というのは、私の言葉の中では違和感があります。

委員長：「知る」でもかまいません。学ぶ中に知ることが含まれているので。

委員E：前の文章では「相互に交流することで、多様な価値観を学び」だった

んですね。それだといいいのですが「相互に交流することで」が抜けてしまっているので、少し文章がこれで良いのかなとなってしまったんですね。

委員F：価値観を認めるということですよ。このまちには、確かにいろんな人がいますからね。悪いですが、認めますが学びたくないんですよ。

委員D：ですから、価値観は学ぶものじゃなくて「知る」とか「わかる」とか。

委員B：「理解」というのも良いかもしれませんね。

委員長：では「価値観を知り」ですか。

委員F：「認め」くらいではないですか。

委員B：認めたくない…

委員E：認めるのは仕方ないです。

委員D：認めてしまえば、お互いの尊重につながらない。「知る」で良いと思う。知って、お互いを尊重しあう。次のフレーズに続きますから。そこで認めてしまったら、次のフレーズに続かない。

委員B：認められたら、認めても良いけれど「知る」で抑えたほうが。

委員D：いろんな人がいるということを知っておくくらいがまず最初。

委員B：ここは中途半端にしておいたほうが楽じゃないですか。

委員F：市民のモラルは低いところの、モラルという言葉は道徳ということを書いてほしいんです。4項のところ。やはり人の道、人徳というのを書いておいたほうが良いと思うし、もっとその辺を強調する方法はないかなと思うのですが。

委員B：モラルって、日本語では何と言うのですか。

委員F：市民のモラルのところは、もっと強く書きたいんです。

委員D：事務局案の説明のところ、モラルとは、と書いてあります。

委員B：道徳・倫理。要するに人の道ですね。でもそれって、教えられていない場合があるんですよ。

委員F：ないですが、ここで強く書いておかないと、余計に放置されてしまうので、強く書きたいのですが。

委員A：漢字で書きましようか。

委員F：やはり漢字でしょう。

事務局A：ここは元々、漢字のほうが括弧書きになっていたもので、括弧は外す形で整理させていただいたんです。それでこういう表現にさせていただきました。

委員A：漢字でいきましょう。道徳・倫理。

委員F：常識も含めてね。

委員E：道徳だけでいいですか。他に倫理もありますし、あと良識というもの。

委員F：全部書きたいですね。

委員I：常識も入れてください。

委員A：門真には常識が一番必要ですからね。

委員E：絞るとどれが良いですか。

委員I：常識が一番良いのではないですか。

委員B：でも、常識って人によって違うんですよ。良い悪いの問題ではなくて。

委員 I : 何でもいいから常識がほしい訳なんです。

委員 B : だから、それは本当に難しいんです。例えば子どもを叱るときにでも、人によって違うんです。

委員 I : 理念がない訳なんですわね。

委員 B : 良い悪いの問題ではなくて、どう言うか…私はそこは怒らないけどな、というところで怒っている方もいるし。だから、道徳・倫理…。

事務局 A : 元々の、市民検討委員会の案では、モラル（道徳）となっているので、そういう言葉を活かしていただければ良いのかなと。

委員 F : 社会規範と道徳にしたらどうですか。

委員 A : 社会規範と倫理と道徳。この3つを入れましょう。

委員 D : 法律の事も入れておかないと。法律すら守らない人もいる。

委員 B : 道徳・倫理という言葉自体が、今学校でも教えてもらえていないのかなという。

委員 F : これをつくったら、教えるようになるんじゃないですか。これを使って子どもに教えないといけませんから。

委員 B : 道徳・倫理という言葉、小学生は道徳・倫理って何？って訊くと思うんですよ。

委員長 : 今、小学校ではどう言うんですかね。

委員 F : 道徳の授業は、何年か前からするようになりましたけどね。

委員長 : では、共通した言葉なんですわね。

委員 A : 教育の中で、悪いことばかり教えるから。素晴らしいことは絶対に言

わないですからね。

委員F：偉人伝とかは教えないですからね。

委員D：4項で、今そういうことになっていますが「個人の特性にもとづく能力の範囲内」というのがどういう意味なのかちょっと解らない。これは必要ないのではないかと思うのですが。

委員長：これを入れるのは、入れなくてもいいのですが、いくつかの自治体で、全部画一的な位置付けだと、そこには差別があったり、強制があったりで、このような表現を入れる傾向があるんですね。要するに、障がい者の方もいれば、人それぞれ個性もあるという。

委員B：それと、平等ということ、何をもって平等とするかとなったときに、やはり個人の能力とか体力とかは考慮して、平等があるわけですから、この書き方が良いのかは別として…

委員D：道徳とかいうことに対して、個人の特性とか能力の範囲内で守る・守れないとかいうものでもないですよ。

委員B：そうですね。道徳・倫理の向上に努める分については…

委員D：能力の範囲内だとか、特性を超越しているのが、道徳・倫理ですからね。

委員長：そうですね。市民検討委員会原案では、能力の範囲内でまちづくりの主役であることを認識するということですね。

委員D：何かつなげ方がおかしいですからね。

委員F：消したほうが良いですね。

委員D：具体的な例がないですよ。それを入れておかないと不都合になるような…

委員長：これは削除してもかまいません。

委員G：「まちづくりの主役であることを認識する」につながる言葉ですからね。
ここがなくなっているから、おかしい話ではない。

委員E：これは、7月15日の6条と9条を統合させるときの議論は、中では
どういう風にしておられましたか。

事務局A：整理をしようということで行ったのですが、残しておかなければなら
ないキーワードなのかなということが残しているんですね。先生がおつ
しゃった、それぞれの範囲がある、我々もそういう考え方をもっていた
ので、そういう風に整理させていただきました。それと、市民の役割だ
け内容が多くなってしまいますので、それも考えて整理をさせていただ
いているというところもあります。

委員B：市民の役割はたくさんあって良いと思うんですよ。議員さんも、市役
所の職員も、みんな市民なんですよ。基本は市民なんですよ。

委員長：そういう定義ですよ。

委員E：もうひとつだけお伺いしたいのが、7月15日の6条と9条を、両方
残すとした場合に、なにか整理や削除が必要なものがありますか。6
条と9条を元に戻してしまっても良いのかなという気はするのですが。

事務局A：それはお決めいただいたら結構だと思います。

委員E：気をつけないといけないところは特にないということでもいいですか。
要は、旧の6条9条を、複数ではなく一つにされたという程度の話な
ので、戻されることについては特に、事務局案で議論した論点で大事
なことは、そんなにないということによろしいですか。

事務局A：そうですね。

委員E：戻したほうが分かりやすいのかなと思いましたので。

委員D：ここだったら分かるんです。

委員I：あと、意向に耳を傾けるとか、連携の参加というのを入れてもらえた

ら。

委員長：どこですか。

委員 I：3 項です。

委員 B：「多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し合い」の後ですか。「互いに連携し」と。

委員 I：耳を傾けながら連携していくというね。

委員 B：連携はすごく大事だと思うんですよ。縦割りではなくて。

委員 F：ということは別に異議はないし、入れた方がわかりやすいですよ。耳を傾けて、相互に尊重し合い、連携し合いということですよ。たくさん書いたらいいんですよ。

委員 E：さっきの事務局案の4 項のところは、前の7 月15 日の6 条、9 条の復活ということによろしいですか。

事務局 A：7 条の参加・参画する権利があるということと、この主役ということは、これはこれでよろしいのですか。表現的に第6 条を元に戻すということですが、それはそれで大丈夫でしょうか。

委員 E：事務局案の4 項のところは、少し言葉がわかりにくいので、前の分を見ると、4 項のところは、旧第6 条と第9 条を合体させたと書いてありますよね。それを新しい4 項のところと差し替えて、4 項5 項としてはどうかということですね。

事務局 A：わからないので、逆に少し教えていただきたいのですが、今私が言っていますのは、市民は、議会、市役所に関する情報を知る権利があつて、参加する権利があるとなっていますよね。事務局案の7 条ですね。ここに、要は、お互いが協力してということだと思っただけですが、また第6 条の市民が主役となつてというような言葉をこちらに持ってくる時に、言葉のイメージはどうなんでしょうか。一緒にやろうと言って、市民が主役というのを謳うというのは…。

委員長：6条は、議会、市役所に関連する事柄以外も含めて、まちづくりの主役であるという位置づけですね。それで、市民原案の8条で、議会、市役所との関係で、知る権利と参加する権利があるということですね。その8条が市役所案の7条になるんですね。

委員G：項目を分けるところで、市民の役割というところで、権利が入っているのは少し気になりますね。

委員B：市民の役割という部分が、7月15日の原案と事務局案の間に、整理が…。だから、復活するとなると、ここはちょっとおかしいというようなことが起きてくるということですよ。

委員長：役割という言葉は、最初は責務となっていて、その次に、6月10日案の時に権利と責務という言葉に代わって、これでも、固いとか、議会ではなかなか難しいので、役割という柔らかい言葉になったという編成過程はあったんですけど。

委員E：一番柔らかい言い方ではあると思いますが、言葉を補うなら、市民のまちづくりに関する役割ということだと思えるんですけど。

委員長：そうですね。

委員E：少し、広い、緩い意味で使ってますよね。

委員長：それに合わせて、後の全て、事業者、議会も役割になってしまったのですが。

委員E：旧6条旧9条を復活させることで何の問題が起きるのか、私もちょっとわからないのですが…。特に問題は起きないかなと思っているのですが。

事務局A：もし、6条を元に戻すということならば、ちょっとまちづくりという言葉が、門真ではハード的な言葉で使われているので、協働によるまちづくりとかにしていただけならば、どうかなと思ひまして。

委員長：そうですね、そこは協働によるまちづくりとかですね。

委員E：協働によるまちづくりも、また中で少し整理されるという話を伺いましたけれど、また、整理されたときは整理するということですか。

事務局A：はい、そうですね。

委員長：そうしましたら、6条、9条の復活でいいでしょうか。それと、まちづくりを協働によるまちづくりに変えるということで。

委員B：どこを協働による…？

委員長：6条の「まちづくりの主役」という言葉を、「協働によるまちづくりの主役」に。これは門真市役所の用語の使い方の整合性を保つためということですね。この条例自体が、協働を基本的な柱にしていますから。

委員B：3項ですけれど、「相互に交流することで」というのを外してあるんですよね。7条が3項になっているということですよ。そこに「相互に交流することで」というのを取ったんですね。

委員長：そのかわり、先ほど、ご意見で「尊重し合い、連携し合い」というのがありました。が、「連携し合い」というのを入れるということですね。

委員E：交流が抜けて、連携が入ったんですね。

委員B：はい。そういうことですね。

委員F：その方がいいですよ。

委員H：事務局案の第2項のこどもの定義の年齢というのは…。

委員F：前は20歳でしたね。

委員長：前は20歳ですね。これは後の子どものところで見直す必要が出てくると思うのですが。

委員B：今の時点で、子どものことについて意見があるんですけれど、後で言った方がいいですか。2項についてなんですけれど。

委員長：子どもの定義はともかく 2 項の内容についてはこれでいいのでしょうか。

委員 B：いえ、ちょっと。18 歳未満ということではなくて、20 歳という話になったんですね。それで、20 歳以下ということになると、小学生も、中学生も、幼児も、大学生も、大学に行っていない 18、19 歳も入るわけですね。それを一緒にしてしまうというのは、すごく乱暴だと思うので、そこで一つの案として、「それぞれの年齢、個性、特性に相応しい方法で」という言葉を入れると、わかりやすいかなと。その前に「地域の事情について」、まあ、私は実情の方がわかりやすいと思うのですが、「学ぶ権利があると同時に」というところと、「協働による」の間に、「地域の実情について学び、それぞれの年齢、個性、特性に相応しい方法で、協働によるまちづくりに参加する権利があります」という風にすると、20 歳以上でもいいかなと思います。一つの案ですけど、いかがでしょうか。

委員 E：ちょっと聞きそびれたのですが、地域の実情ですか？

委員 B：はい。どこかに地域の事情という言葉があったんですよ。

委員長：No. 5 の市民案の第 10 条ですね。「社会の一員として、地域の事情について学ぶ権利」ですね。

委員 B：それをここに持ってきたいなと思ったんですけど、事情ではなくて、実情の方がいいかなと。まあ、これは事情の方がいいとおっしゃるなら、事情でも全然いいのですけれど。この一文を入れると…。

委員長：10 条とも関連してきますが、市民原案の 10 条の二つ目を削除して、内容を市民の役割のところを持ってくるということですね。

委員 B：はい。10 条の部分を 2 項に持ってきているわけじゃないですか。なので、これをちょっと活かしたいなと。それで、「それぞれの年齢、個性、特性に相応しい」という一文もどこかにあったと思うんですね。それは、7 月 15 日の原案の説明の方ですね。真ん中あたりに「子どもには、それぞれの年齢、個性、特性に相応しいまちづくりに参加・参画する権利を認める必要がある」という一文があったのに、左側の

「地域の事情について学ぶ権利」と、「子どもにはそれぞれの年齢、個性、特性に～」という二つをくっつけて2項に入れたいなど。

委員長：はい、わかりました。6月10日頃までは、子どもの権利と責務というのを別項目で挙げていたのを、市民の方で一緒にしていいのではないかという意見が出てきて、市民の役割に一緒にしたわけですね。それ故に逆に複雑になってきたので、もう少し、シンプルにというか、わかりやすく条文の整理をしようというご提案ですね。

委員B：はい、2項について、もう少し深くわかりやすくしたいなと思ったんです。

委員D：子どものところを詳しく言うのはいいと思うんですけど、流れが悪いので、第7条の子どものところを下に持ってきて、3、4、5を上を持ってきてもらった方がいいと思います。市民の役割のところ、途中でこどもの定義が入って、また市民の話に戻るというのは、ちょっと読んでいて読みにくいですね。だから、それだけ重くするなら、4の後ろに持って行った方が、子どもは子どもとして、ひとまとまりになるのではないかと思います。

委員B：そうですね。2と5と6が子どもに関する記述ですよ。子どもに関するものは後ろにまとめた方がわかりやすいですね。

事務局A：われわれとしては、権利というのが先に来るということで整理をさせていただいたので。

委員D：次のページに5と6があるんですね。ですけど、全部そろえた方がいいですね。

委員長：そうですね。それは、じゃあそろえるということで。No. 4とNo. 5を一緒に見ていただければ。後、年齢は満20歳未満の子どもでいいですかね。解説のところで、以前も付けたような解説を付けなければいいと思うんですけど。20歳未満の青少年及び子どものことを子どもと本条ではいっています。

委員I：でも、20歳でも子どものいる人はいますから。

委員B：法律上の20歳ということにしとかなないと、ややこしいですよ。まあ、そのうち、18歳になると思いますから、そうしたら自動的にこれは18歳になるわけで。

委員F：それはレア中のレアですよ。あったら、それは成人とみなされますからね。

委員J：門真は多いですよ。

委員長：それは、禁治産者とか、別の話ではなくて。

事務局A：これは、前回の議論では20歳未満にされたのは選挙権があるかないかですよ。

委員長：そういうところですね。

事務局A：ちょっと話が戻りますが、事務局としては、色々と省かれているというご指摘はいただいているんですけど、基本的には、細かい手続きとか、具体的なことについては解説で述べるのかなというところで整理させていただいたのです。ちょっと、そういうところをご認識いただけたらなと思います。あんまり膨らませすぎると、私たちが言いたいところがぼやけてくる場合もあるのかなという思いもあって、整理させていただきました。全体の話としてそういうことです。

委員B：やっぱり整理していいところと整理してはいけないところがあるんです。

事務局A：それはおっしゃるとおりです。

委員E：一回こうやってそぎ落としてもらえばですね。このままにしないでいけないという話ではないので。

委員A：意向はわかるんです。こっちが言っている意味は役所の人にも伝わっているし。それを聞いていたら、そこで作り上げるときに、そういう形のもので出てくるでしょうし。

委員E：これだけ読んでもらっているのに、公民協働課さんの方では、この7月15日の意図は間違いなくご理解していただいているということだと思うので。

委員長：もう一度整理しますと、市民原案の6条と9条を復活させるということと、事務局案の満18歳を満20歳にするということと、それから、その中に、「地域の実情を学び、それぞれの個性ごとの範囲内で」という言葉を挿入して、後、3項では、「知り、尊重し合い、連携し合い」という言葉を入れるということですね。後、子どもに関する条文は後ろに持ってきて、そろえるということですね。そういった点で合意が得られたということでしょうか。合意が得られたと言っても、まだ検討会議がありますから、その時に修正は可能ですけど。

委員B：6の、人間関係の形成というところなんですけれど、人間関係の形成と人格形成は意味合いが違いますよね。人格形成というのは、どうなりましたっけ？
子ども自身が人格形成に努めるのって、難しく、要は親なんですけどね。人格形成という言葉は入れない方がいいんですかね。

委員F：でも、モラルとか常識とか規範とかいう話が出てますから、これを持ってもらうために何かの表現で絶対書いておきたいんですよ。それがいない人が今増えてしまって、こうなってしまったんですから。やっぱり、社会的道徳とかいうことを見つけないといけないということ、他人を思いやる常識を持ってとか、何らかのものをに入れてほしいんです。

委員B：ただ、子どもって自分ではどうにもならないんです。本当につくづく思います。大人の責任です。だから、あえて、それをここに入れるのはどうかと。人間関係の形成にしる、自分の人格形成にしる、自分でどうにかできませんよね。

委員F：でも、ほったらかしになってしまいますから。地域がするなり、何かしないといけないですから。そうしないと、その方はずっとそのままです。だから何かの形で入れたいです。

委員B：5と6が別になっていますけど、見守るだけではだめかなと。人間関係の形成とか人格形成について、大人ができることというのは、もしかしたらあるのではないですかね。そこを見守るだけではだめだと思うんです。ただ、多様な価値観がありますから、そこは本当に難しいと思います。子どもを怒るときに、他のお母さんが、そこ怒るかなと思うところを怒っていたり、反対に私が怒っているときに何か言われることもあります。だから、そこは本当に親によって違うので、難しいと思います。でも、基本的な道徳とか、倫理とかそういう部分で、大人自身が勉強したり、努力するのが一番。子どもは大人を見てなんでもしますからね。だから、見守ると同時に、子どもにとって見本になるような。やっぱり、人格形成は大人がしないといけないことですね。

委員I：何かを教えながら、見守っていこうということですね。

委員B：そうですね。というよりも、子どもって親もしくは周りの大人を見て、同じようにするんですよ。だから、子どもに注意したりすると、あのおじさんもおばさんもみんなやっているじゃないかなとなるんですよ。今、思いつきで言っているんですけど、結局は大人が人格形成、人間関係の形成をすることによって、子どもは自然に学びますよね。だから、そういうことを市民の役割として、子どもにとって必要な部分はそこかなと思うんですが、どうでしょうか。

委員E：コミュニティの議論をしていた時に、大人がまちづくりに関わる姿勢を見てもらって、子どもはそういうのを見ながら、まちへの関わりを確認したり、覚えたりしていくようなことも大事ではないかという話もあったように記憶しているんですけど。

委員B：「市民は個人の特性にもとづく能力の～認識し、まちの誇りとして継承する事に努めます。」こういうことをすることによって、子どもは自然に人格形成を学ぶということですよ。

委員E：言葉の表現が正しかったかどうかは別にして、人格形成ということに込められている意味は、そういうところが込められていると思うんですけど。

委員A：中を丁寧に書くということですか。

委員B：そうです。やっぱり結局は大人なんですよ。子どもは自分では人格形成、人間関係の形成は難しいので、大人がやることを同じようにやるんですよ。だから、子どもに対して市民ができることはそこかなと。それを「子どもは思いやる気持ちを持って、学び、実践し、より良い人間関係の形成に努めなければなりません」って書いたって、全然意味ないですね。

委員長：この議論が出てきたのは、5番目が重要だったんです。市民は、子どもの健全育成を図るために地域一体となって子どもを見守ると。大人がちゃんとやらなくては行けないと。だけど、子どもも、もっと自覚を持ってほしいという意見が出てきてこれを挿入したんです。

委員B：子どもにも責任はあると。

委員F：これがあったら学校で教えてもらえますからね。これをネタに、学校の道徳で勉強させてくれと言えますから。なかったら先生もしてくれないかもしれないですし、きつく書いておいたら生きてきますよ。

委員D：さらにここで言っている子どもは18、19歳の子も含んでいますから。十分責任を持って果たすことが出来ます。ここで言っている子どもって、3歳4歳の子どもではないんですよ。だから、もっとビシバシ書いてもいいんですよ。

委員E：議長さんはこのあたりで記憶にあることは他にございませんか？子どもの人格形成等のお話で。

委員C：基本的には、大人自身が子どもを見守らないといけない、大人自身を教育しないと行けないという話が出ていたと思います。子ども自身も、言われたように幼児とかそういうレベルではなく、やはり高校生くらいから。まあ、中学生も含むかと思いますが、実際にこの議論も出ていたと思います。中学生も含んでいるのか、小学生は対象ではないのかという話で議論されていたことでした。したがって、これは、子どもは子どもでやりなさいというような形で決めておくのも一つの手で

あり、決めておく必要があると感じます。前はそれで、必要だなという話が出ていました。

委員長：もう一つの問題は事務局案の、5項の見守るという表現だけではだめだということでしたよね。

委員B：そうですね。見守ると同時に、親が態度で示さないといけないという部分が必要かな。それは4項でも、もちろん謳っているわけですけどね。子どもに対してという部分を、5項に限定するのであれば、やはり子どもの見本となるようなというのが必要かなと。

委員F：見守るという中に入っているのではないですか。声を掛けたり、何か言ったりするのは、全部入っていると思うんです。だから、そこまであまりこだわらなくてもいいのではないかと思います。

委員A：1条、1条こだわっていかないと。

委員長：こだわる所は遠慮なく。

委員B：やっぱり、子どもって確かに20歳までですからね。幼稚園の子どもに人間関係の形成とか、人格形成とか言ってもわからないですけど、小学校に上がったしたらこれはとても大事なことですし。

委員F：親といっても、親なんて何パーセントかは知りませんが、どうにもならない人もいます。そしたら、やっぱりやってくれる所は学校しかないんですよ。だから、ここに書いておいたら、指導ということで学校でやらないといけなくなりますから。何パーセントかの親はすごい親がいますからね。

委員A：まとめないといけないですね。

委員B：気持ちは共有出来たと思うんです。ただ、どう言う風を書くかということが。

委員G：ちょっとすみません。話が変わるんですが、6条と9条を復活させるというのは、条立てするということですか？ではなくて項を増やすと

ということですか。

委員E：項を増やすということですね。

委員B：では、項がもっと増えるということですか。

事務局A：一つだけですね。

委員G：4項が二つに分かれるということですね。この部分が一番議論になっていたところなんで。市民の部分というのは。

委員B：大事ですものね。市民が主役というならば、丁寧にしとかないといけないし、全員市民ですから。

委員A：市民が悪すぎるからな。

委員B：悪い人もいるけれど、良い人もいますよ。

委員A：良い人はいるけど、良い人は一部で悪い人が大半ですよ。

委員B：悪い人も一部ですよ。

事務局A：5項は5項のままでよかったのでしょうか。「市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守るように努めます」というのは。元々、市民検討委員会の方でも同じような表現だったと思うんですけど。

委員A：これはこれでいいですよ。

事務局A：続いて、事務局案の6項なんですけれど、「子どもは、思いやる気持ちを持って、学び、実践し、より良い人間関係の形成に努めなければなりません」となっているのですが、ここはこれでは弱いというお話があったのですが。

委員F：検討委員会の原案のままでいいですよ。「子どもは、思いやる気持ち等人間関係の在り方を学び、実践し、人格形成に努めなければなりません

ん」これでいいのではないですか。

事務局A：これをそのまま戻すということですね。

委員F：はい。その方がいいです。

委員B：このままですか？

委員E：復活ということですね。7月15日案を6項の部分だけ復活ということですね。

他に良い表現があればいいのですが、なさそうなので、復活かなという話です。

事務局A：人格形成というのは難しい言葉ですよ。

委員E：人格形成ですか？そうですね。自分自身を作って…。

委員D：子ども自身がこの文章を読んで、私はこうならなくてはいけないというシチュエーションではなくて、これを読んでお父さん、お母さん、先生とかが、こういうことが人格形成なんですということを教えられるでしょ。こういうことはしてはいけない、これがそういう人間関係なんですよ。それで、子どもたちが人格形成ってこういうことなのかと。

委員H：でも、18、19歳の子は自分自身で人格形成しないといけないということもね。

委員D：幼稚園とか保育園の子でも、人格形成はあるんですよ。よその子を蹴ったりしてはいけないんですよ。

事務局A：5項の健全育成ということと、人格形成というのはあえて強調して入れるということですかね。

委員F：入れといてもらいたいですけどね。

委員D：必要だと思うんです。人格形成というのは、個人の中の一つの塊であ

って、プラス、人間関係というのは個人の人格形成の中での双方でのあり方ですから。

事務局A：例えば、「市民は子どもの健全な育成や、人格形成を図るために、地域一体となって子どもを見守るよう努めます」と言ったら大人側になるんですよね。

委員F：大人側です。

事務局A：となると、子どもの方は、別に人格形成という言葉は入れないという方法もあるのかなということを今ふと思ったのですが、そのへんはどうでしょうか。

委員D：入れておいた方がいいのではないですか。それで、子どもと大人でこれって何って議論になったらいいじゃないですか。

委員B：人格形成って何？あえて聞いているんです。人格形成って何ですか？

委員D：今さっき言っていた、規範を守るとか道徳とか全部含めた事を知っているということが人格形成の中の一つですよ。他にもっとあると思います。思いやる気持ちを持つとか、差別しないとか…すぐには出てこないですけど。

委員F：レベルが高いのもありますし、低いものもありますけど、その中でやっていったらいいと思います。

委員D：一言でいえば、道徳といえば道徳かもしれないし。

委員B：人間としての在り方。

委員F：それが一番大きいかもしれないですね。そのレベルに応じて人間としてのやり方があるでしょうから。

委員B：人としての在り方を作り上げる…。考える…。考えるでいいのかもしれないですね。考えても実際に出来る人と出来ない人がいるわけですから、人としての在り方を考えるということに努めなければならない。

努めて出来る人も、出来ない人も、努める気にもならない人もいるかもしれないけれど。

委員D：努めなければならない。出来る、出来ないは言っていないけれど、努めなさいということ。

委員B：人格形成というのは、人としての在り方を考えるということですね。

委員E：もうちょっと限定的に考えてもいいと思うんですけど。趣旨は、まちづくりのなかで、自分のことだけではなくて、まち全体のことを考える、あるいは、困っている人のことを考える、あるいは、まちの問題を考えるという公共精神のようなものを持って、門真が一つの家族のような気持ちでみんなが関わり合っているような、そういう立派な大人になってほしいということですよ。それをどう表現するかということで、人格形成と言ってみているということだと思うんですけど。

委員F：では、公德心の向上でもいいじゃないですか。

委員E：そうですね。もうちょっと立派な言葉を使えば、子ども自身が、それを出来るだけ自覚するような、環境を整えるということですから、自己陶冶みたいな言葉もあると思うんですけど。

委員B：人格形成という言葉について、今、先生がおっしゃった説明をぜひ入れていただいて。

委員E：議事録から覚えている限り。

委員B：それなんです。人格形成と言ってしまうと、やっぱり色々な取り方をしているでしょうけど、ここに書いてある人格形成というのは人としての在り方とか、公共心とか、そういうことなんです。だから、今議事録の中の説明を入れて。やっぱり説明は必要かなと。

委員E：前の7月15日の一番最後の、「そこで、積極的に子どもも成長に応じて人格形成に努めることを義務として定義しました。」この後です。「もちろん、この前提として、地域社会（コミュニティ）や大人が、子ども

もに適切な方向に導く努力が必要となります。」集約すると、これになっ
ているんですが、これで結構思いたせるかなと思うんですけど、
もうちょっと増やしてということですかね。

委員B：丁寧に説明しておいた方が。例えば、親とか、学校の先生とか、教育
委員会の方とか呼んだ時に、そうなんだと思ってもらえるような説明
を入れておいた方がね。スルーしちゃうじゃないですか。

委員A：この説明もよくできていますね。

委員B：本当に。7月15日原案の説明はいいですね。ぜひ、事務局案を作っ
た時も、この説明は極力入れていただいて。条例はあんまり、ごちゃ
ごちゃ書いたらいけないわけですよ。だから、説明のところにこれは
こういう意味なんですよという説明を入れることで理解は深まります
よね。

事務局A：重ねての話になりますけれど、事務局案は、そういう意味で整理させ
ていただいたというところもあります。

委員B：まあ、ちょっと整理しすぎかなと思うところもありますけれど。

委員長：では、事業者でいいでしょうか。次のところは。他はいかがでしょ
うか。

委員B：原則として、検討部会で議論するということを含んだ上でしょうか。

委員長：はい。そうですね。まあ、事務局案を二つに分けたということですね。

委員A：これはこれでOKです。

委員長：では、事務局案で。では、続いて議会の役割について。

委員D：とりあえずは7月15日案でいいのではないですか。まず、議会と議
員の役割を分けるということについては、7月15日は分かれていますと。

委員B：前、門真市全体の代表者のところに、市民という言葉を入れるということになりましたっけ？議員は門真市全体ではなくて、市民全体のところで議論があったような気がするんですけど。

委員E：そうですね。7月15日案では門真市全体の代表者となっているところを、事務局案では市民の代表者となっていて、門真市全体か市民かというところですね。ここは、なんだろうという話になったんですね。

委員B：市民の意思を的確に反映させるということと、門真市全体としての発展を考えることと同時進行かなと思うんですよ。やっぱり議員さんは、門真市が発展し永住したいと思えるまちにするために、議員に立候補して当選したわけですから、そこはやっぱり市民の意思を反映するのも大事かもしれないですけど、全体としてどうなんだという部分はしっかりやってほしいというのはあるんですよ。

委員E：両方ともちゃんとやっていただく必要がありますよね。

委員D：両方も正しいかもしれないですけど、事務局は市民の代表者としたら、一番繋がりやすいのは、利益代表ではないのかなと。議員は何を考えて行動しなければならないのか。門真市全体の為の福祉について考えなければならない。ここで議員は市民の代表者としてとなると、それぞれ自分の組織の代表者だとか、何とかの代表者ということになりがちですよ。認めることですよ。それを認めたらおかしいですよ。

委員E：ステップがあると思うんですね。議員さんが意見を表明される時は、当然自分の背中に背負っているものを表明されることはお仕事として必要なことですよ。ただ、それを議会に持ってきて議論するときは、そればかりを当然言っただけじゃなくて、まち全体のバランスを考えながら議論していただかなくてはいけない。さらには決定する内容については市民全体のことを考えてもらわなくてはいけないですし、決定した内容は市全体の発展に繋がるものでなくてはならないと思いますし。ちょっとステップがずれているのかなという感じですね。どこを捕まえて大事だと強調するかというお話だと思うんですけど。

委員B：一番大事なのはやっぱり門真市が自律発展都市として、市民がよそに

引越さないような市にしていけないといけないわけですよ。しっかり税金を払ってもらって。だから、そこが一番大事です。選挙の時に門真市の為に頑張りますと言って当選した人が門真市全体の為にどれだけやってくれたの？というね。そこをしっかりと強調してやっとなないと、また同じことを繰り返すと思いますし。市民がだめだからこんなことになっているのだと言われますけど、それでは…。やっぱり議員の役割は門真市全体をしっかりと盛り上げていくというか、そこが一番大事だと思います。

委員A：その文章の作り方ですよ。

委員F：とりあえずは検討委員会の原案に戻していただきたいです。これが私たちの言いたかったことです。

委員D：基本的には7月15日の分を全部持ってきて、その中から修正するところがあれば、修正するというです。それと、門真市全体の代表者ということは、市役所側の意見では、それは市長とではないかということですよ。

事務局A：そういうイメージはありますね。もう一つは、市民の定義がなされておりますので、定義のところから言うと、今おっしゃっているような門真市の住民とか、働いている方とか、まあ、働いている方は実際には選挙権がないですけど、門真市トータルの代表者としてという表現で、この定義と合わせて。

委員D：門真市の代表者がどうかということは別にして、議員は門真市全体の福祉の発展とか、そういうことを狙いにして、的確に反映させることを考えてほしいんです。代表者ということは、ちょっと外して…。

委員F：発展でいいのではないですか。

委員B：門真市全体の発展とか。だから、代表という言葉とかはかえっておかしくなるんですよ。

委員D：発展・繁栄とか、そういうことを目指して。

委員B：活動しないといけないということをどう書くかということです。

委員F：そこだけ変えるだけでいけるのではないですか。

委員A：言葉の一部一部を取るのではなく、全体をビシっとしなくてははいけないですね。

委員長：門真市全体の発展のためにでいいですか？

委員A：これが一番大事なところですよ。全部絡んできますから。これは言葉だけ、きっちり作ってもらうようお願いします。

委員F：発展・繁栄とおっしゃってますね。別にそれでいいですね。

委員D：役所は代表者は市長だという考え方があるのなら、そこはそこでちゃんとしておかないといけないから…。

委員E：おそらく政治活動として見た場合に違うのではないかというお話を以前の議論でしたと思うんです。ですが、特に議員さんの議会活動としては門真市全体のことを考えて活動してもらわないといけないし、そういう意思形成をしてもらわないといけないからということ、ここでは議論していたと思うので、政治活動そのものとは、また違う次元の話になりますね。役割として何を期待するか。

委員D：議員さんというのは、当選した後から、次の当選のことしか考えないですから。それは、メカニズム上、仕方がないことです。自分が全体のことをやって、票に繋がらなかつたら、自分自体の否定になりますから。それはそれでいいのですけれど、議員としてそれだったら困るんです。

委員B：やっぱり、その人がどういうことをやっているのかということを知りたい場所とか、発表する場所もないし、門真のためにどういうことをやっているのかわからないです。今は、じゃあ、家の前の下水をきれいにしてくれたからあの人にするとというような感じになっていますよね。

委員F：議会条例を作ってもらって、そういうことをきっちりしていったらいいと思うんですけどね。おっしゃっていることもよくわかりますけど。この中では、以前作った原案を土台にして変えていったらいいのでは。言いたいことは7月15日案に結構まとまっていますから、それを元に戻してどうするかでしょう。

委員長：7月15日を原案にして、修正点をご指摘いただければ。代表者のところを発展・繁栄のために変えるということですね。

委員D：それと、その下の「議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはいけません。」というのは、不評だったみたいですけれど、私はこれは入れておいた方がいいと思うんですけど。

委員F：入れた方がいいですね。

委員A：絶対にいりますね。

委員E：事務局案では、禁止表現となっていますので、これを改めましたとなっているんですけど…。

事務局A：一つは、他のところには、禁止するような言葉がないのと。

委員F：「～してはいけません」というのがないからですよ。努めましょう。「妨げないように努めます」とね。

事務局A：例えば、これを入れるとしたら、市民のところにも要望してはいけませんとか、市役所も受け付けたらいいませんかとかいうことを、各々入れるのかということも当然ありますから。

委員D：要望と職務執行の妨害というのは全然ちがいますよね。

事務局A：ニーズがあるからということになるのではないですか。

委員B：色んな人が色んなことを言っていくと思うんです。それは仕方ないと思います。

委員E：消されたということは、市役所とかはあまり困られていないということでしょうか。

事務局A：そうですね。

委員D：ぜひ、やってもらった方がいいような気がしますね。

委員F：一度どうなるか見てみたいですね。

委員E：特に市役所は困られていないということでしょうかね。

委員長：こういう感覚を多くの市民の方が持つておられるのならば、入れるべきかと思いますが。

委員J：以前、若い方が怖くてできないというようなことをおっしゃっていましたよね。

事務局A：それは市民のことですね。ここは議員さんのことですから。

委員B：わかりません。見たことがないですから。

委員E：一応話として出ていたのは、生活保護の時に口利きがあるのではないかという話で、そういうことはないというご説明でしたけれど、あったとしても、それによってやっているわけではないということでした。ただ、ここで議論になったのは、あるのではないかという話も出てきたということで、こういう条文が入ってきたということを記憶しています。

委員A：本当かうそかはわかりませんが、無理なことを〇〇先生とか〇〇政党に頼んだら、なんでもいけますというようなことが出てくること自体がおかしいですね。

委員E：そういう話はできましたよね。それで、政治家の方が、そういう風にして自己PRをする場合もあります。それをやめさせたいんですね。そういう変な自己PRをやらないでほしいということですね。

委員D：そういうことを取り入れて完全に票と交換しているんですね。

委員B：例えば、私が知っているのは、ある自治会長さんが第二京阪が通る時にビール券を持ってきたというんですよ。そういうことを堂々と言うんです。大丈夫なの？と思うんですけど、それが問題になるという認識もないんですよ。そういうことが結構ありまして、私が言ったらなんでも言うこと聞くしとか、そういう認識でいるんです。それってもしかしてまずいことじゃないのですか？それが具合悪いことだという認識もないんですよ。

委員D：議員も自治会長も悪いですよ。非常に情けない事例ですよ。そういうことがいっぱいあるから、いれておかないと。

委員A：市民の目から見たら、そうなってくるので、そこは厳しく書いておこうかということですよ。

委員F：最後はどちらにしても通るかわかりませんから、一度書いてみて、出してみたら面白いかもしれないですね。

委員B：それこそ、道徳・倫理に反することが、堂々で行われていて、大勢いる前でそれをべらべらと喋るということがね。それをいちいち言っていくこともしませんけど。

委員D：なかなか言えないですよ。本当に証拠があるのかということになってきますし、そういうことを言ったということだけがわかっているだけで、本当にビール券をもらったということでも、市民としては手のつけようがない。だから、言えないし。

委員B：それこそ、録音でもして持っていったら。

委員D：世間で色々聞いていたら、色々なことが関係してきますよね。色々な場面で、そういう話がぼろぼろ出てきますよね。

委員F：でも出てくるということは、現実にあるということですよ。

委員A：現実にはあるけれど、それをどうやって是正していくかということです。今回、この条例を作ることによって少し歯止めをかけようかということです。そうしないと、生活保護が毎月増えて、この先どうするの？と。みんな言っていましたけど、年をとって、段々苦しくなって、生活保護の人が増えて、その先に何があるの？誰が最終的に責任取らなくてはいけないの？これだけ借金があって、東北も何百兆というお金がかかると思いますけど、そのお金をどこから出すの？みんなにかかってきますよ。本当にみんなが責任と認識を持っていかないと、この国は変わりません。国が出すから、生活保護はそのままでいったらいいかなという議員の考え方はおかしい話ですよ。それもみんな票に絡んできますよ。本当にここで歯止めをかけていかないと。

委員F：職員がしないといけないし、チェックするケースワーカーも増やさないといけないですし、結局損ですよ。

委員B：だから、福祉ですよ。福祉を大事にするなら生活保護を増やしてはいけないんですよ。

委員長：お昼が近づいてきたので、この条文はこのまま残すということによろしいでしょうか。

委員F：異議なし。

委員E：問題提起として、議会でいずれにしる、議論していただくことになりますから。問題提起として意味がありますよね。

委員A：それでいいですね。それで意義がありますよ。

委員長：この言葉自体は、議会在臨時条例を持っていたら、必ず盛り込まれている言葉ではありますし、当たり前のことではあると思うので。この委員会としては、そういうことで。では、1時15分に再開ということで。

(休憩)

委員長：それでは、始めさせていただきます。NO. 6 の議会・議員の役割のところは、これでいいでしょうか。

委員H：さっき禁止表現ということでやりましたので、役所の方がおっしゃったように、市民の役割のところ、職員に対してのを入れるかということなんですが、市民が権利や地位を利用することもないので入れなくてもいいのではないですかね。

委員A：自分達の感覚では、市民がどついたり、蹴ったりする人がいるということ初めて聞いて驚きましたけどね。

委員B：無謀な要求か無謀でない要求かというのは、難しいのですが、ただ、暴力はいけませんよね。

委員長：暴力はまた別の規制で。では、次に進んでよろしいでしょうか。NO. 7 の市役所の役割ですけれど。

委員B：事務局案の2なんですけれど、市民検討委員会7月15日原16条の「必要とするところに必要な情報が届くように」というのを入れたいと思うんです。

委員長：これは以前の市民検討委員会が出てきた意見ですね。それはなかなか難しいですけど、それに向けて努力するということですね。

委員B：なかなか難しいのではなくて、絶対必要なことですよ。必要なところに必要な情報が届かないというのは、時間と労力の無駄だろうと思います。

委員長：そういうわけで、努めるということですね。

委員B：もちろん。努めるというか、そうでなくてははいけませんよ。その一文を入れたいと思うんですけど。やっぱり努めるということと同時に工夫しないといけないですからね。今、色々ところで、色々な活動していて、例えば、子育て支援でも、お母さんに届かなければ、いくら発信しても仕方がないですよ。やっぱり、前も言いましたけど、アンケートとか、モニターとかで、工夫できますよね。必要とし

ている人にちゃんと届いているのかどうなのかという検証もなければ、
こういう風にしてほしいというようなことも市の方に届いていないよ
うな印象を受けます。

委員長：言葉としては、前の16条をそのまま活かすとか、表現を変えるとか、
どうでしょうか。

委員B：16条をそのまま活かしてもいいのでは。簡単にすっきりまとめてし
まいましたけれど、16条はそのままでもよろしいのではないでしょ
うか。

委員長：その点については、他の方ご意見ございますでしょうか。

委員D：16条はそのままでもいいですよ。

委員長：では、市役所案の10条2項を入れ替えるということで。他の点につ
いてはいかがですか？前回の7月15日の市民原案の方で、19条2
0条を職員の役割として、そのまま活かすということでしたが、それ
はよろしいでしょうか。

委員F：はい。それはそのままです。

委員長：その他、よろしいでしょうか。

委員F：異議なしです。次にいきましょう。

委員長：そうしましたら、市役所案の10条と、市民検討委員会案の16条、
市役所案の4条、市民検討委員会案の19条、20条という形になる
のですかね。それでよろしいでしょうか。そうしましたら、NO.8です
けれど、まず、広域行政の推進についてはこれでよろしいでしょうか。

委員F：はい。

委員長：では、協働の基盤推進の方でお願いいたします。基本的には25条が
ないということですかね。

委員F：7月13日案の25条が消されているということですね。

委員B：これが消されている。後は一応入っているんですかね。

委員長：後は多少表現が変わっているかもしれませんが、入っています。

委員B：8ページの12条の3項なんですけれど、「職員の定義がされておらず」と書いているんですけれど…。

委員E：事務局案12条第3項の「市民は、市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。」の説明のところですね。職員の定義がないと書いてありますね。

委員長：これは、市役所という表現の方がいいだろうということで、市の原案は、市役所から職員に変わったということですね。市役所の方がわかりやすいということで。

委員B：それで、NO.1の第2条の4項で、職員の部分を修正しましたと。12条の3で職員の定義がされておらずとなっていますが、どうも、職員というものが幽霊のような気がしますね。

委員長：1ページ目の4項の市役所の定義を職員の定義も含めて、再定義しなおすということでしたね。

委員B：職員の定義付けを行うと条文の整合性がとれないためというところはいいと思うんですけれど、12条の3項で職員の定義がされておらずというのは、結局この自治基本条例では、職員の定義は最終的にされないということなんですかね。

委員長：されないというか、市役所の定義のところにも市長云々とありますが、市役所の中に市長も教育委員会も職員も含めて市役所と定義するという風に前回の議論でなりましたよね。

委員B：それでいいのでしょうかね。市役所の職員も市民の一人ですよ。ただ、市役所の職員というのは、やっぱり特別な部分があるのかなと。市役所職員という定義はやっぱり必要かなと思います。後、色々議論

がありましたように、厳しい状況の中で仕事をしているわけですから、門真市にとっても大切な人材なんです。なので、保護するという意味合いから、市役所の職員を無謀な要求等から、保護できる部分があればいいのかなという思いから、定義付けは出来ないのかなと思います。

委員D：定義付けというのは、市役所の職員と言ったときに、紛らわしい場合には、定義付けが必要だと思います。今、議会があつて議員がいる。しかし誰も議員さんを定義付けしようとした人はいないですよ。なぜなら議員さんはわかる。市役所が出てきて、その前の条で職員さんの役割も出てきていますが、その時に定義しなければ、私はどうなんだろうという紛らわしさがあるのならば、定義すればいいのであって、暴力とかから守るというのは別の話です。そういう条文を入れるかどうかの議論で、今、二つの話が混ざってしまっていて、話がややこしくなるのではないかなと。事務局に聞きますが、定義の話はどうなんでしょう？職員というのは、定義しないとややこしいのでしょうか。

事務局A：元々あつた原案がちょっとわかりにくいということで、おそらくずっと議論になっているのは、市役所自体の聞こえのイメージが、どうしても箱モノのようなイメージが考えてしまうのではないかなというイメージがあるんです。勝手な解釈で申し訳ないですが。ところが、ここで市役所と言っているのは、本来、市とか、市の執行機関というような意味で使われているので、そういう意味から言うと、市民が協働する相手は誰かとなると、当然市長をトップとした市の執行機関で、当然われわれ職員も入っています。その協働の所なので、こういう表現がいいのかなと。ここはそう思いました。ただ、職員の定義をしないといけなかというところは、どうなのでしょうね。必ずしも職員という定義はしなくても、普通はわかるとは思われるんですけど。

委員D：市役所の職員さんとかが、定義しなくてもわかるというのなら別にいいのではないかと思います。われわれは、市役所という意味は建物ではなくて、門真市の行政だということであれば、それはそれでいいです。それで、職員が定義されればいように思うんですけど。

委員B：24条というのを出来れば活かしたいなという思いがありまして。24条は職員の定義がされていないので、削除になったわけですよ。

事務局A：もともと説明ではそういう風に述べさせてもらっていますけれど、行政と協働して市民も一緒に推進していきましょうということなのかなと思ひまして。

委員B：そういう風に理解しようと思えば理解は出来ると思うんですよ。ただ、ここにも人間がないなと感じがしたんです。よく、教育問題で、「学校が…」とかそういう言葉を使いますが、学校って人間ではないですよ。だから、ここでも、それは市役所ではなくて、市の職員さんが働いているのであって、人間なんですよ。だから、その部分を強調したいなという気持ちがあつて。そういう風におっしゃったらわかるんですけど、あえて、人間をここに登場させたいなという気持ちがありまして、24条を使いたいんです。そこで、定義がされていないので、24条が使えないというのであれば、じゃあ定義をしたら使えるのかなと。

委員D：24条は7月15日案にありますよね。それで、今は、事務局案中心にやっていますが、具体的にはどうしたらいいとおっしゃっているのですか？

委員B：24条を復活させたいんです。

委員D：3項に24条をもってくるということですか？

委員B：はい。

事務局A：職員個々と協働するということですかね？

委員B：個々じゃないんですよ。

事務局A：協働する相手は市ですよ。今おっしゃったのは、公正に職務ができるというのは職員という話ですよ。だから、線引きがあるみたいで変な表現ですが、市と協働していきましょうと、それで、そこにいる職員が適法に、公正に職務を遂行していけるようにしていきましょうという整理でよろしいですかね。

委員B：整理はそれでいいのですけれど、あえて、ここに血の通ったものを登場させたいなという気持ちがあつて。

事務局A：ですので、市民は市と協働し、職員が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきますという方がスッといくのかなと。

委員B：そういうことでもいいですよ。

事務局A：今おっしゃっているような意味を踏まえればね。

委員D：しかし、市役所を建物を間違えないようにと言っても、公正かつ公平に職務を行っているのは職員なので、それほどおかしくないと思うんです。市役所が…となつていても。ここに、また職員が出てきたら、市役所と職員の関係というのが出たり入ったりしてしまうような気がするんです。市役所全体の職員さんを含めた行政の機能として、今市役所という言葉が全部に使っていますよね。

事務局A：そうですね。

委員B：私が一番言いたいのは、「学校が…」っていう言葉をよく使うんですけど、すごく違和感があつて、だからこの市役所という言葉にすごく違和感があるんです。やっぱり、職員という言葉をあえて入れたいなという思いがあるんですよ。結局は血の通った人間がやっていることなので。

委員J：それだったら、先ほどおっしゃったように、「市民は市役所と協働し」として、職員が実際に職務を行うわけですから、「職員が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます」でいけますよね。

委員B：それでいいです。

委員E：ちょっと、全然違う角度からよろしいですか。市民検討委員会原案の24条は、「職員と協働して」と書かれていますけれど、中身を読んでもみると、協働な話ではないですよ。協働の話よりも、趣旨としては、職員さんに不当な要求を突き付けたりするなということですよ。協働するかどうか論点なのではなくて、胸ぐらを掴んでこれをやれと

というような言い方をするなということですよ。ポイントとしては。

委員B：そうですね。もしかしたらそこかもしれない。

委員E：ここはそれが論点になっているんですね。中心になっているのは、協働ではないと思うんですね。そうすると、先ほどから話題になりますけれど、ちょっと置き場所を市民の役割かどこかに置くという前提ですけれど、議員さんに不当な要求をするなという話がありましたよね。職員さんに胸ぐらをつかんで暴力を振るってはいけないという話もありましたよね。その趣旨の話と同じ話だと思うので、置き場所も含めて、考えてもいいかなと思うんですね。そうすると、この事務局案の3項は消して、24条を市民の役割のところを持ってきて、議員さんとの関係、職員さんとの関係を含めて、改めることも考えられないかなと思うんですけれど、いかがですか。

委員B：それでもいいんですけれど、とにかく、市役所で済ませてしまうのが、どうしても私は違和感があるんですね。

委員E：協働は、その場合ここでは消してしまっただけで、協働を入れると市長、市役所、市との協働になりますので、おっしゃったように顔が見えるか見えないかでいうと、見えない世界になりますので、協働といった時点で。協働の話は消して、違法・不当な要求等を不適切にすることは慎むべきだという話として、ちょっと置き場所を変えるということですね。

委員B：職員というものをちょっと…。

委員E：顔が見える形にするということですね。

委員B：そうです。

委員D：ここで見えるようにするには、市民の方に不当なことをしないような項目の中に入れるということですね。だから、市民の役割の中でいいですね。

委員E：禁止条文ではないですけど。別に禁止にしてもいいと思いますけれ

ど、非常にソフトな言い方でそれをちゃんと書いている。

委員D：議員さんの禁止はそれでいい。市民の禁止はそういうことです。では、職員の禁止は何かということになりますよね。そういう組み合わせでいくと。そういうことを全然謳ってないかなと思います。

委員E：職員さんについては、市民原案の20条の方に、「職員は、要望等を口頭により受けた場合は、その内容を確認し簡潔に記録することに努める。この場合において、不実または虚偽の記載をしてはならない。」という条文がありますね。議員さんについては14条の下の方に、「公正な職務の執行を妨げてはいけません。」というのがありますね。それに対応するのが、議員さんの話も足して、要するにまじめに仕事しているのを邪魔してはいけないという一文を市民の役割の前の方に持っていったら、バランスは取れている感じにはなります。

委員長：この3条を市民の役割に入れるということですか？

委員D：OKです。

委員E：それで、協働を消す。

委員B：では、最終的にはどういう形になるのですか。

委員E：協働の話の中での、3項は消えるということですね。

委員長：市民の役割の方へ移行するということですね。後は、7月15日案の25条はこれでいいでしょうか。消えたままでいいということでしょうか。

委員D：表現がもともとちょっと、勉強会でないといけないのかということもありますしね。

委員長：ちょっとすみません。行うように努めなければなりませんということから、努めますという表現に。

委員B：これは、どういう風な意見から、この25条ができたんですかね。

委員長：多分おっしゃられていたのではないかなと思うのですが、本音でこういう意見交換をする場がいくつかあったらいいねということだったと思います。それがいくつかの自治体では、円卓会議というような名称で、テーマを設定して集まりに対して、職員も集まってきて、意見交換をする自治体がないこともないんですが。

委員B：でも、確かになかなか呼びかけても集まらないんですけど、やっぱりそういう場を、ずっとね。さっき言ったように、必要な場所に必要な情報が行ってなかったりするんですよ。だから、そういう意味も込めて、文章はもう少し変えた方がいいのかもしれないですけど、こういうものを定期的にしなないといけないという部分はあった方がいいと思います。そういうのって、大事だと思うんです。第五次総合計画の後で、まちづくりの人が何人か残って、ああでもないこうでもないと話をすることで理解が深まることもあったので、こういうことをやっていくということが協働を醸成していくのではないかなという思いがあるので、失くしてしまうのは惜しいです。

事務局A：ちなみに事務局案として、あえてこれを消させていただいたのは、事務局案のところの説明に書いてあるんですけど、参加・参画の機会があるとかが、前の条文に書かれているので、それはもう担保されているのかなという判断で一応消させていただいたんですけど。

委員D：協働で言えば、12条も大体同じような感じですよ。お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等という所と。

事務局A：逆に25条のこの文章の思いは、解説のところに入れられて、そういう機会を色々と設けていきましょうという風にした方が効果的なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員B：情報公開の機会があるというのと、そういう場があるというのはちょっと違うのではないかなと思うんですけど。まあ、インターネットと新聞みたいなもので、検索しなければ、求められないですよ。機会があるというのはそういうことですよ。

事務局A：今おっしゃっているのは、事務局案の12条のところあたりを見てお

っしゃっているのかもしれないですけど、例えば市役所のところでですけど、10条のところで、「積極的に市政への参加参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。」とかですね、そういうことをやろうと思うと、当然何らかのアクションが必要になりますよね。それはインターネットだけでは、見えるだけでは、なかなかいかないのかなと思ひまして、それを踏まえた上で、さっき委員さんがおっしゃっていましたが、12条あたりに書いているじゃないかというご意見の中で、こういうことも解説に入れたらどうでしょうかというわれわれからのご提案なんです。おそらく条文を読まれるときは、解説ありの方を読まれることの方が、市民の皆さんもわれわれ職員も多いのかなということもあって、そういうところで具体的な手続きはどうかなと思ひまして。

委員B：反映させるように努めますということですよ。じゃあ、どうするんだという話ですよ。

事務局A：そうですね。それは色々なケースバイケースが出てくると思うんです。この事案についてはこのやり方がいいのではないかとかというのは、その時々で市が呼びかける場合もあるでしょうし、市民のみなさんが呼びかけられる場合もあるでしょうし、色々な事業者さんが呼びかけられる場合もあるでしょうし、地縁団体のみなさんが呼びかけられる場合もあるでしょうし、みんなが集まりましようとなることもあるでしょうから、そういう機会を作りましようということだけ謳っておいて、後は、解説の中に書き記しといて、そういう時々判断していくという方向で、他の条文とも重なった話になってくるのかなというところで、われわれはそう思ったんです。

委員E：ちょっと角度の違う話ですけど、多分役所の側からすると、同じような話が複数の条文にまたがっているのは、あまり良なくて、例えば、参加・公開、あるいは意見交換する場所は10条だとか、12条だとかははっきりしていた方がいいのだと思います。強調したいというのは、非常にわかるんですが、そうすると、少し絞って、強調したい部分を前に出した形で、条文を作った方がいいと、今の話はそういうことかなと思うんですけど。

委員B：12条にしても10条にしても、同じようなことを繰り返し書いてい

るわけですが、具体的にどうするかということは書く必要はないということですかね。

委員E：逆に、もし少し書きたせるということならば、25条の趣旨を10条、あるいは12条に書き足すとかですね。

委員B：10条でも12条でもいいんですけど、少し具体的な部分を入れるとね。10条か12条にそういう現状を入れたいです。門真市の市民が現状を知らないんですよ。

委員C：市役所側の方の観点からしますと、この第10条は事務局案の第10条の部分に相当いたしますし、議会の立場になって考えた場合は、戻すというか、議会の役割と議員の役割のところ復活させますけれど、7月15日案の第13条になるんですけど、その部分に相当すると考えられますし、後、市民に関しましては、事務局案の第7条の第3項に相当するような形になると思います。ですから、それぞれ、市民、議会、市役所それぞれのところでそれが謳われていますので、この協働の中で、あえて市民、議員、職員という形で謳う必要がないということは考えられませんか。

委員B：考えられます。

委員長：では、削除でいいですか。

委員B：はい。

委員長：わかりました。

委員E：場の設定はどうですか。例えば10条のところの場の設定を読み込めないということでしたら…。

委員B：読み込められるなら、読み込んでほしいなという。

委員E：読み込むためには、例えば、解説で書く方法もありますし、条文の中に少し強調する方法もありますけれど。解説で良ければ、解説に書きこんでいただくということで。

委員長：市役所にすると、議員さんも入っているのだから協働の基盤という意味では、意味はないわけではないと思うんですけど。

委員B：別に具体的に書く必要がないと言えば、書く必要ないんですけどね。市民が門真市の現状を全く知らないという現状をなんとかしてほしいという切実な思いがあるので。全く知らないですから。

委員D：しかし、知らないというのは行政とか、議会の責任だけではなくて、市民の責任が一番大きいですよ。

委員B：そうですけど、知らせないようにしているじゃないですか、ある意味。

事務局A：一応必要な情報はすべて広報とか、議員さんなら、議会だよりだったりとか、われわれならホームページ活用したりとか。

委員B：それを見ない市民がいけないんですよ。広報は見ないし、ホームページも見ないし、そういう説明会にもいかないし、そういう市民をどうするんだと。市役所としては、協働を推進し、門真市を何とかしようとしているときに、そういうどうしようもない市民をどうするんだという話をもう少しここに盛り込めないかなと。

事務局A：おそらくその話は、後の条文で市民検討委員のみなさんが考えられたコミュニティとかの話と関連してくるのかなと思ひまして。そこが積極的に、変な意味ではなくて、市がこういうことをやっているということ、今まで以上にアナウンスできる機会が増えていくということのもひとつでしょうし、人と人の繋がりが今まで以上に発展していくような形になれば、そこで情報を知る機会も増えていくのかなと。それは当然、市の役割を放棄しているわけではないんですけど。

委員B：私はそういうことを近所の人にも、議会を見に行ったりとか、こういう集会があるから来てとか、一生懸命言うんですけど、暇だなの一言です。大体100人いたら、99人、もしくは100人がそう言います。だから、それをどうしたらいいんだという部分を少し10条あたりに盛り込めたらいいなという思いだけです。どうにもならない市民をどうしたらいいんだと。

委員D：それが先ほど市民の役割の中で、謳っていた内容じゃないですか。

委員B：そうですよ。でも、私がいくら言っても駄目なんです。だから、市役所もちょっと頑張ってもらいたいなと。

委員長：では、検討委員会25条を削除して、その思いを解説に加えるということによろしいですか。

委員B：はい。

委員長：では、No.9のところ、住民投票と地域自治コミュニティの推進というところで。

委員B：なんか、住民投票って本当に民意を反映しているのかなって思うんです。住民投票の問題点って色々あるじゃないですか。だから、オオカミが来てから大慌てするのではなくて、やっぱり住民投票ってどういうものなのかとか、そういう別に検討するのはいいんですけど、具体的に生じたときでは遅いのではないかなと思います。

委員F：住民投票の取り扱いを決めてしまおうというわけですね。最高規範として、尊重しなければならないくらい書いたらいいですね。

委員D：事実関係として、今例えば、何か案件があったとして、住民投票は出来るんですよね？

事務局A：出来ます。地方自治法で規定されています。

委員D：やった結果が出た時に、それは採用するかどうかは市長さんの判断ですよ。それだけの話があるということですよ。ほっといたらそういうことですよ。

委員F：最高規範だから尊重するように書くことも可能なのかもしれないですよ。それを書いたら問題になりますかね。

委員長：別に尊重することは問題ないですけどね。

委員F：これだったら全部別途検討になってしまっているの、ここで決めたものを出した方がいいかと思うんですけどね。確かに効力はないかもしれないけど、尊重くらいしてもらいたいなという気はするんですけどね。

委員D：尊重するというのは今のままですよ。

委員F：だから、もう少し強くするというか。

委員B：だから、本当に民意を反映しているかどうかわからないじゃないですか。

委員長：住民投票の結果を持って決定するというのは、今の地方自治法では書けません。法律違反になります。

委員D：そんなんだったら、行政があっちいたりこっちいたり、毎月のようになってしまうよ。議会もあるし。また同じようなものを持ってきたらまずいですね。

委員B：じゃあ、これでいいんですか。具体的に生じた時に…。

委員F：別途検討しますではなくて、何か書いといた方がいいように思うんですけどね。

委員B：やっぱり研究とかそういうことはしといた方がいいんじゃないですか。津波が来てから大騒ぎするのではなく。

委員D：何を研究するのですか？

委員B：勉強するとか。

委員A：これ以上文章を変えられないですよ。

事務局A：口をはさんで申し訳ないんですけど、住民投票のご議論があった時に、そういう住民投票の制度自体はあるという話になって、そういうこと

があるのなら、ここでは別に検討しますということで、住民投票を別に検討しますということだけを決めましょうという議事録だったのではないかなと思うのですが。

委員D：その内容をストレートに書いているわけですね。

事務局A：そうですね。今まで何回かの間で住民投票についてはこのまま記載されていくという話だったのかなと思います。

委員E：もっと細かく書いていこうと思うと、ここでもうちょっと半年以上かけて検討していくことになると思うので。半年もかからないかもしれませんが、基礎知識も含めてということになるので。まあ、別に検討するということがいいのかなという話だったと思うのですが。

委員D：ただ、この表現が「その必要性が具体的に生じたときに、別途検討します」では、何となく変な感じですね。

委員長：別に条例で定めるとか、そういう表現にしている自治体もあります。

委員D：そちらの方が積極的です。

委員B：生じた時というのは、私はちょっとそれでいいの？と思ってしまいますね。だから、検討委員会を設ける。生じた時にではなくて。

委員長：では、別に条例で定めるでもいいでしょうか。住民投票については。

委員F：ここに書いてしまった方がいいような気がするんですけどね。別に定めるではなくて。

委員長：何を書くのでしょうか。

委員F：住民投票に関する取り扱いみたいなことを。

委員D：何か具体的なことを想定してとかはあるんですか？全然思い浮かばないんですけど。

委員B：私は「その必要性が具体的に生じたときに」という言葉を消してくれたら、それでいいですけど。

委員E：そうすると、検討の担保が取れないので、「必要性が具体的に生じたときに」というのが担保で入っているんですね。全く書かないという方法が一つあると思います。一つは、こういう検討を要求するという書き方です。後は、最後におっしゃっていた条例で作るということを決めるという書き方をして、検討を強く促すと。

委員D：大概の場合は、住民投票は必要が生じた時って、その内容が必要だという人と必要ではないという人に分けられると思うんですよね。そういう住民投票をすべきかすべきでないかとか。

委員F：ここで逆に触れない方がいいのかなと思ったりもするんですけど。

委員B：こないだ名古屋で住民投票ありましたよね。住民投票の基本知識がわからない人ってやっぱり不安があるんですけど、まあ、個人的に勉強します。

委員D：住民投票の結果については、行政・議会は最大限尊重するくらいのことを書いてほしいです。現に議会が議決あるんですから、そこと同等の力を持つということはありません。どっちが優勢だということになりますから、絶対議会の方が上で、これについては最大限尊重すると。

委員F：そのくらい触れてもらった方が意味があると思います。最高規範という名前が付いている以上、尊重くらいしてほしいなど。

委員D：ですから、住民投票の結果については、市長・議会は最大限尊重するというくらいで今までの話と何も矛盾はないし、市民としてお願いくらいでいいような気がするんですけど。

委員F：それか、消すかどっちかです。書いてもらうなら、そこで収まりますしね。

委員B：これって大体書くものなんですか。住民投票についての条例は。

委員長：設けているところの方が比率的には多いですが、別に設けなくても構いません。

委員E：やっぱり直接民主主義的な話なので、議会との関係ですよね。条例なので通していかないといけないので、やっぱりちょっと不安があるということですよ。

委員B：どういう？

委員E：間接民主主義をやっぱり議会は最大限尊重してほしいわけですし。市民が直接住民投票というのは、首長が政策の一つの方向性について、賛成を得てというのを形成する手段として使われることが多いので、議会を通さないことになることもあるわけです。そうすると、そういう制度については、当然議会側は警戒しますし、条例としてそれを通していくという話ですので、揉める論点の一つになります。

委員D：今のステージは、今の市役所とか議会の制度を否定して何とかしようとしているわけではないですから。みんなの質を高めましょうというのが自治基本条例ですから、わざわざ議会に対して、違うようなものを出す必要はないと思うんです。第一、書いたところで通らないですよ。

委員E：賛否は議会の方でまた分かれると思います。

委員長：ここは一体何を書くんですか？住民投票の結果については、市長・議会は尊重するはいいんですが、その前は何かいるんですか？住民投票については別に条例を定めるとか。要するに市長の要綱で住民投票をする場合もありますから、それについては、議회를尊重すると言ったら、議会も少し不愉快かもしれません。条例だったら、議会も条例を通していきますから。

委員D：住民投票というのは、主に市長が発起するんですか？

委員長：要綱でやる場合は市長の判断で、いわゆるアンケート型住民投票のようなのをやります。

委員D：市民からの要求というのはいりえないんですか？

委員長：もちろん市民から要求はあります。常設型住民投票になると、条例を作って3分の1とか6分の1の署名が集まった時は市長は住民投票をやると。

委員F：50分の1ではなかったですか？前、みんながやっていましたよ。

委員長：それは直接請求制度です。もちろん住民投票も地方自治法に合わせて50分の1にすることが多いですけど。

委員D：あんまり、次が見えていないなら除いてもいいです。

委員F：消してもいいかもしれません。

委員D：書いても、次どうするんだということがないですから。

委員長：混乱が起きるかもしれませんね。では、住民投票の規定は削除でよろしいですか。では、地域自治の推進についてお願いします。これはよろしいですかね。次のNO. 10のところ具体的な推進の規定がありますが。

委員F：協議会という名前がいやなんですよ。たくさんあるので。

委員長：名称は検討する気です。

委員F：今まで〇〇協議会ばかりあって、協議会という名がついたら、お金が回ってきたりして、ばらまきの元になりますよ。これを機会にまとめてもらって、一括交付金みたいにしてやっていかないと、地域の庁内とか校区とかの活動は、あっちで何万、こっちで何万ってもらっても仕方がないですよ。それは考えてほしいですね。まとめたら大きいお金になりますけど、ばらばらくれるから、その度にいらぬことで紙作ったりとかしていますよね。

委員B：使い道もすごく限定されたりしていますよね。

委員F：全部限定されていますよ。それこそ一括交付金で校区内で配ってもらって何かやった方が。無理やり使わないといけなくて、みんなえらい目にあいますよ。

委員B：ちらっときいたんですけど、こんなのもらったってらないのにおっしゃってました。そういう交付金って使いにくいんですって。

委員F：〇〇会の会長ばかりつくって、うまくまとまらないこともあるし。兼務ばかりしていますから。この協議会作ってもまた同じことになりますから、抜本的に変えたいんですよね。

委員D：だから、今言えるのは、そういうことを解決できるようなことをここで謳ったらいいんですよね。

委員F：そうです。解決するための方法を。今まで既存の団体が5つも6つもあるんで、それをどうするのかと。

委員D：新しい地域の在り方と。

委員F：自治会の形も含めて考えていかないといけないですね。事務局はどうですか。

事務局A：今おっしゃっていただいたのは貴重なご意見だと思います。ここでしたら一つのイメージとして校区になると思うんですけど、例えば今なら防災関係なら防災関係だけとか、自治会なら自治会だけとかではなく、もともとこの自治基本条例はお互いを補完し合ったり、強みを生かし合ったりという考え方が載っていたと思うんですが、色々な団体さんや個人さんが中に入って、トータル的に協働して行って、いいコミュニティ作りをしていくという方向になっていけばいいのかなと思います。また今おっしゃったように重複しているようなことが仮にあるのであれば、その辺は整理して、校区コミュニティの中でどういう風に活用されていくのかというのは、色々なご意見を出していただきながら、自分達の地域は自分達で発展させていくという考え方を作っていくということになっていくのかなと思います。

委員A：本当のことを言ったら、壊さないといけないですよ。壊して一から

もう一度、市民が自主的に立ち上がった方がいいですよ。

委員F：何十万をもらうために残っているんですよ。なかったら潰れてしまいますからね。

委員長：長野市が一旦壊して作りなおしましたね。

委員J：門真もその必要性ありますよね。硬直してしまっただけで同じメンバーばかりになってしまっただけ。

委員B：もらっているのに、もらっていることを知らない人とかいるんですよ。

委員F：私的に使っていないのに、私的に使ったと言って弁償させられた人とかね。

委員C：市の世界だけなら、淘汰して行って整理すればいいと思うんですが、府や国が絡むとなってくると、それぞれが同じようなことを別方向で事業展開させるんですよ。委託事業であったり、補助事業であったり。そうやってきますと、門真市でピンポイントで見たとしても、同じような活動が複数存在するんです。その辺は無駄かなと思って、何とかならないかなとは思いますが。

委員J：門真市はここまで落ちたんですから、一回潰してしまっただけ。

委員F：全部吸い上げて、そこからもう一度考えたらいいですよ。そしたらもう少しまともになるんじゃないですか。

委員長：いずれにしても、そういうことを考える場を作ることですよ。

委員F：そういう場ですよ。一からやり直す。

委員D：今ここで解決策を謳えないなら、解決策を作る委員会とか。

委員F：結局こんなの作っても、同じところの団体が意見を持ち寄ってくるんですから、団体の人がまず変わらないですし、重複して兼務しますよ。

委員長：例えば7月15日でも6月10日でもそうですけれど、地域全体の地域自治を検討する地域自治推進全体協議会、名称はともあれこのようなものを設けると。それを受けて29条以下は不要ということですか？

委員F：不要でいいですね。

委員長：方向性を謳うことも無駄だということですか？

委員B：やっぱり今まであったものを一度潰さないといけませんよね。

事務局A：もともと出来ている団体さんというのは、自ら作られていますよね。自治会さんとか老人会さんとか、色々な会があると思うんです。それを市で一つの委員会を作って潰しましょうというのはそれは…

委員B：潰す必要のある団体さんと潰す必要がない団体さんは分けないとね。

委員F：一回お金を止めたら全部潰れると思うんですよ。そこから、いる団体はもう一回申請したらいいんですよ。

委員A：そこですよ。自主的に出来た団体はまた選択したらいいですし。

委員E：お金の話なので、テープが回っていると話しにくいと思いますが、オフレコでいいのですが、これを作られる基本方針としては一括交付金みたいなことや統合整理も念頭に置かれているわけですよね。

事務局A：そうしないと、活動自体が出来ませんし、そういう意味では第3項の活動を支援しますというところは人的な支援だけではなくて、当然予算的なものの措置も含んでいます。直接お渡しするのか、こうしてほしいという提案をいただくのかとかは、まだこれからの話で、色々な自治体さんでやっておられますけれど、何が一番主眼かと言いますと、地域を活性化させていこうということで、まず既存の団体さんとかも含めて入ってきていただいて、その中でお互いの強みを活かし合ったり、弱みを補い合ったりしながら、そのこの校区の運営をしていきたいと思いますという風な取り組みをされているところが多いので、それを一旦

潰して、また立ち上げてということになると、非常に大変な話になってくるのかなど。お金の話はお金の話として、別問題として切り離して考えて、まず地域がどう元気になるかというところに主眼を置いて考えないといけないかなど、他市の事例を見ながら、私は考えたんですけれど。

委員E：お伺いしたいのは、今話題になっていた5万10万のためにいろんな書類を書かなくてはいけない負担が強いと。しかも特定の方がそれを兼務しておられると。ここは市役所としても、問題意識としては共有していただいているのかという確認がとれなかったので、ずっとその話が続いたと思うのですが、そこはどうでしょうか。で、もし解決策でこういうことをお使いになるとしたら、応援していただけたらと思うのですが。

事務局A：逆に、何処と何処の団体さんなのかが分からないと。

委員E：そうですね。そうすると、先生のさっきの話に戻りまして、整理をする会議をつくってはどうかということになるわけですね。

事務局A：私たちがすべてを所管している訳ではないですし、その、要らないとおっしゃっている話も聞いたことはありません。

委員B：それは、直接要らないとかは…。ただ、すごく使いにくいとかいうのは聞いたので。

委員長：確か、行革の議論の中で結構出てくる議論ですね。

委員I：要らないと言っているんだけど、決まっている分だから渡さないと仕方ないと…

委員F：たとえばどこですか。調べたら6つぐらい出てくるから、もっと出てくると思うし、実際どこに出ているか私は知らないんですよ。

委員B：だから、地域が元気になるためにしないとイケないのですが、ある意味大手術が必要なのかなという感じはします。

委員A：これは絶対に必要なんですか。役所として。

事務局A：役所として。地域コミュニティ協議会のことですか。

委員長：地域課題について、諸団体が力を合わせて解決しようというときに、このような組織が必要だという思いでつくられるのは、今の傾向ですね。

委員F：新しくつくるものはそうですね。古いものはどうでしょうか。

委員長：既存の団体もNPOも含めて、きっちり課題を共有して、みんなでその課題解決に向かいましょうというのが、主要な趣旨だと思います。

委員A：今まで残ったものをそのまま使うのか、一回止めて一から…

委員長：そのとき、総括補助金という体勢に持っていくときに、整理する自治体は増えてきつつあると思います。

委員A：整理していかないといけないですね。

委員E：おそらく、おっしゃっておられた話と、市で考えていることは、そんなにずれてないと思うんです。ずれていないのですが、お金の話でするので難しいところはあるかと思います。

委員I：スリム化しないといけないということですね。

委員F：分かりやすく。透明化。どれだけあってどこに出ているか分かりませんからね。

委員A：市民としては分かりませんね。

委員F：それを開示してほしいですね。

委員長：ただ、情報公開請求をすれば…

委員B：交付金一覧表みたいなものを出してみるかですね。

事務局A：例えば、この間NPOさんが補助金ということで、自分たちの事業についてご説明されて。それに対して採択がされたら、一定の補助金が出されるというが、ついこの間であればそういうものが。そういうものはひとつひとつ情報公開されていると思います。

委員D：そういうものはすべてホームページに載っていますよね。だけれども全然載っていないものを。情報公開されたらと言うけれども、しないとできないものなんですか。

事務局A：そんなことはないです。

委員長：積極的に情報提供してもらえれば。

委員D：これから、地域協働とかをいうのであれば、そういうことを市役所からどんどん出していかない限り、先ほどおっしゃっていた、知らせてくれないと分からないという話になってしまう。

事務局A：私が教えてくださいと言ったのは、要らないとおっしゃっているところがどこなんですかということで…

委員F：要らないというか、重複したりしていて、使いにくい。どれだけあるか分からないんですよ。私に関わっているところはわかりますが、他にもたくさんあると思うんですよ。何十とあるんじゃないですか。どういう活動をしているかもわかりませんし、そのお金も本当に必要かどうか分からないので、一回止めてみて、一からもう一回申請しなおしていくことも必要なんじゃないんですかと。

委員B：税金じゃないですか。どこにどういうお金がいくら行っているのかというのは、一回出してみたらどうですかね。

委員F：誰が理事長で、これだけ行っていますという。

委員D：出している目的とか。そういうものは市役所でまとめられる範囲じゃないですか。できる範囲で一度出してもらったら、分かりやすいですよ。そこから問題点が出てくる。

委員B：実際に、年間いくらそういうお金は出ているんですか。

事務局A：すみません、市全体のものは今分からないです。

委員B：ですよね。みんなそういうものを知らないと思うので、一回出してみたら…

委員F：面白いのは、一回入ったお金をマネーロンダリングみたいに、他団体に寄付したりするんです。

委員B：そういうものを出してみるというのは、良いのかもしれないですね。総金額を知りたいなど今思いましたから。

委員D：地域活動と称して、市が交付している費用というのは。事業仕分けでも何でもいいですが。

委員長：条例の文章としてどうでしょうか。

委員F：協議会の存在を知らしめる、毎年知らしめるというのは書けますか。

委員A：条例ではそれを出させる。

委員F：条例では、問題提起するまで持っていく。できますか。

委員A：それは良いですね。毎年どんなことをやっているか。

委員F：それだけは出す。必要なところは見直していくきっかけづくりというか。

委員D：新しい地域自治のコミュニティをするための委員会みたいなものをつくって、現状の問題をそこで洗いざらい出してもらって、みんなで議論してどうあるべきかというのをやっていきましょうよ。

委員A：こうなったらもう事業仕分けですね。

委員B：なぜそういうことをしないといけないかと言ったら、そのほうが地域は明るくなって活性化するんですよ。多分そうだと思います。

委員F：見えるようになれば、そこに入ろうと思いますよね。

委員D：見えないから暗い。暗いから見えない。明るくしようと思ったら、見えるようにしないと。その委員会には議員さんも入ってもらっても良いし、市役所の職員、市民の3者協働で、新しい地域づくりのための協議会みたいなものをつくりますという案をここに持ってくる。

委員長：では、28条でいいですね。解説に今おっしゃったことを書く。

事務局A：そうすると、地域の自主性というか、トップダウンになってしまうのではないですかね。上にひとつつくって…

委員D：中身の具体的なものについては、ボトムアップですが、今あるものを整理しなければならないのは、どうしてもトップダウンでないとできない。その後、その委員会でどういう結論になるかというのは、ボトムアップする仕組みをつくっていくという。どういう結論になるかわかりませんが。そして、その委員会は最終的には連絡会みたいなものになって。

事務局A：私の立場から言うと、市がつくった団体ではないんですよ。既存で活躍されているいろんな団体さんというのは。

委員F：社会福祉協議会はありますよね。

事務局A：そうではない団体さんもたくさんいらっしゃいますよね、それを…

委員B：それを無くす無くさないは、まだ決まらないですからね。現状をきちんと出すということですよ。

委員A：関連しているのは、お金を出しているところだけです。出していないところは自主的にやってもらえれば。

委員D：逆に言えば、その費用が、適切に市民の税金として必要なのかという

判断があるわけで。その団体が残っていても良いじゃないですか。ただその交付金がなくなるだけだから。

委員長：それも含めて検討して、地域自治のあり方も検討するという事によろしいですね。市民検討委員会原案の29条以下の話というのは、ここで定めるのではなくて、全体協議会の中でもう少し時間をかけて議論をしましょうということですかね。

委員E：ちょっとだけいいですか。事務局なので、色々思われるところもあるかと思いますが、課題としては、いろんな団体さんに小さいお金を色々配っていると。ひとつは、そのお金が何らかの形で統合できないかという問題意識を…

事務局A：それは私のところではなくて、別のところで補助金の要綱等を見直している課があるので、その作業はやっています。

委員E：あと、もうひとつは、協働の推進ということなんですけれども、小学校区・中学校区単位での。それが担保できるのかどうか、あるいは自治基本条例で担保するようにしたらいいのかというお話もあったかと思うのですが。

事務局A：先生は先ほど今の傾向だとおっしゃっていましたが、我々としては、今までの議論も踏まえまして、コミュニティをつくっていく中で人間関係をより強固にしていって。例えば、今回の東北の大震災でもコミュニティの存在のあり方がすごく問われたというような報道をよく耳にします。また、皆さんが地域力を高めていかないというお話もある中で、どんな単位が良いのかはわかりませんが、お互いに協働し合っただけで地域を活性化させていく取り組みは、自治基本条例の中では必要なのかなとは思っています。先ほどからお話が出ている補助金云々の話は、当然所管課では毎年考えているでしょうし、実際今年度はどうなんだというところは、我々の部の別の部署で考えていたりもします。そういうことを行っているのだから、私たちとしては、まず地域力を高めていく取り組みをどうしていくのか、地域コミュニティをどうつくっていくのかということに主眼を置いてご議論いただいたほうが、良いのかなという気は。事務局としてはそういうご議論になるのかなという思いはしていたので、今日いきなりお金の話が出て驚いてはいる

のですが。

委員E：今のお話では、2つのお話は違うということですね。お金の話と、地域力を高めるコミュニティの形成あるいは現状のコミュニティを支えるという話は、役所の中では少なくとも違う話として理解されているということですね。

事務局A：そうですね。

委員E：議論するのであれば、両方議論してほしいということでもあるのかと思いますけれども。

委員A：それだったら、条例で推進委員会をつくってもらったら良いのではないですか。それだったらみんな分かるし、見られますよね。協議会の中を。これから推進するような条例でいかないと。

事務局A：条例全体の話としてですか。

委員A：全体の話として、委員会としてみんな残って、ずっと見ていく形のものを考えてもらったら良いんじゃないですか。全部入ってきますよね。事業仕分けみたいなことはやめて。それはそれで役所の管轄で全部やっていますからね。やっていったら見えてきますよね。

委員E：連動はしないといけないですね。

委員F：でも、一度整理するのが、地域力を高めるための第1弾だと思うんです。

委員A：それをするんだったら、委員会を立ち上げて、納得するような形で全体を見たほうが良いんじゃないですか。今まで、良いものはたくさんできるけれど、一回も実行できていないのが現状ですよね。これも最初やっても、人数が減ってきていますよね。今日もあまり出てこないし。

委員E：検討部会はもっと多いと思うのですが、策定部会なのでちょっと。

委員A：最初はもっといましたよね。なのになのいつの間にか減っていく。くる人は大体決まってきましたし。

委員C：地域協働推進協議会というものに関しましては、以前に大阪府教委が推奨しております、すこやかネット、地域教育協議会が、中学校区の地域と、自治会、青少年育成協議会等の各種団体全部込での推進協議会みたいなもので、これにほぼニアリーイコールになるのかなという感覚ですね。

委員F：それで何か良いことはありましたか。

委員C：あれは現在の知事が府知事に就任されて、見直しをするということでお金が飛んで、一斉になくなってしまったんです。

委員F：それも、同じものをつくって放置して、何も決まらないですね。それで組織に送るので、行事だけはしないとイケないですね。

委員C：地域教育協議会でやっていたのは、校区内での美化運動であったり、イベントもやっています。そういう意味では、コミュニティを図るといふ組織では、より近いのかなという。

委員F：同一人物が行っていますよね。そういうことをするがための組織ではなく、別の組織だと思ってもらわないと。名前も変えて。同じ名前だと同じように思われてしまいます。

事務局A：事務局案15条で出させていただいた大きな目玉は、地域の課題解決に向けた協働推進に取り組む組織なんです。同じ門真であってもいろんな地域が特色があると思うのですが、その中に色々な課題があると思いますし、そのようなことを、その地域におられるすべての方、団体だけに限らず、そういう方が協働し、推進していくという目的であるのかなということで整理させていただいたのですが。

委員B：これって、主語が「市民は」になっているのですが。

委員F：市民が自主的につくるということですか。

事務局A：当然、市がつくるわけではありませんので。

委員B：市民が自主的に立ち上げるということですか。

事務局A：そうですね。だから、強制的にこのコミュニティをつくりなさいという風になってしまうと、きっと反発もあったり、いろんなご意見があったりすると思うんです。私たちもそうですが、仕事以外で強制的に命令されたら、ちょっと躊躇するところもあるのですが。

委員F：でも、社協なんてそうじゃないんですか。強制的に来させられていますよね。話は別ですが、そういうものですよ。

事務局A：そして、これは市民の中で、いろんな方が集まられて、地域の課題解決・目標達成のためにお互いが力を発揮し合うというのが、地域協働推進協議会のイメージなのかなと思っているんです。

委員B：もう少し柔らかな名称は考えられませんか。

委員長：名称はここで考えれば、反映させることができますので。

委員E：先生が関わられたご経験の中で、比較的うまくいっているところというのはどうですか。芦屋とか。

委員長：芦屋はこういう単位ではつくっていないので。元々面積の狭い単位なので、ほぼ自治会単位で活性化させる仕組みをつくっています。長浜市は小学校区単位で結構熱心にやっています。ただ、これもうまくいっているところと、まったく機能していないところが。

委員B：地域差が出てきてしまいますものね。

委員長：地域差が出てきます。実勢に任せて、地区で競争させようという意図があったので、そういう違いがあります。

委員B：これは、一応校区単位でしようとしているんですか。

事務局A：解説のところで、校区単位とかいう言葉が。

委員D：事務局案で言っている協議会というのは、具体的に門真市内で何十個できるか分からないですが、ひとつのセルを言っているんですね。校区などの。市民検討委員会原案では、そういうセルをどう扱うべきかという、門真市に一つの検討会をまずつくりましょうというのが、私も含めて言っていることだと思うんです。細かいセルの話とはニーズも違うし。で、細かい話は現場にいる人でないと分からない。我々はまず門真市に一つ、どういう風に進めていくかという検討会みたいなものをつくりましょうというのを、1番目に謳って、後は具体的に進めたら良いように思うんです。

委員F：そこまでしかできませんね。今の段階だったら。

委員D：そして、事務局案のそれは、セルだから「市民は」という主語になっているのであって、それはそうでしょうと。でも、一番上の一つの連絡会は、市民・行政・議会が集まってやりましょうというのが最初だと思うんですよ。そこしか、今ここでいくら議論しても詳しい話が出てこないと思います。

委員長：28条は、この委員会で出てきた提案ですけどね。

委員A：既存の団体と合体するからおかしくなるんですね。それに加えて補助金が絡んでくるから、おかしくなるんですね。

委員E：行革の話、補助金の統合の話と併せて議論したほうが良いですね。

委員F：実際、併せて考えていくべきものでしょう。みんな予算があって動くんですから。

委員長：検討委員会が立ち上がれば、きっとそういう議論が。

委員E：明石でも、同じようなことをやっています、これはやっぱり地域差が出ていて。県庁OBの方が入られている、小学校区でやっているところは、自主防やPTAが一緒になって、みんなで地域づくりに取り組まれているところで、リーダーも良いのでうまくいっていると。で、地域差があるんですね。地縁組織がしっかりしているところは、安定

的になるんですね。みんな不安が強いところはマンションで、隣の顔が見えないというところは、どうしたらいいんだろうというところが多くて。地域差が大きいのでルールを整理したり、地域に合わせた濃淡をつけたりするのは、必要な議論かと。

事務局A：個々のセルということでおっしゃられていましたが、1・2・3項まではそういうことなんです、4項は、ここで言う地域協働推進協議会の組織を決めるため云々という規定を別に定めると表記しています。この組織を別に定めるということがあるので、別に検討する機会があると、事務局案でも思っています。

委員B：だから、大枠をまずつくって、自主的に立ち上げる形が良いんじゃないかということを行っているんですね。

委員D：最初の土俵づくりをやりましょうと。その中で既存のものは白紙にして、なくしたら必要なところは声が上がってきますから、そこは委員会で何か考えるし。

委員B：「市民は」と言っても、私つくりますと言っても一人ではできないし、核になるものがないと、自主的にと言っても…。

委員D：それも検討会で、どういう形で進めていくか。具体的に地域自治・コミュニティ推進委員会の設置ということで…

委員F：地域自治団体の支援とかでも良いんじゃないですか。

委員長：地域自治推進協働会議とかですね。協働を入れたほうが条例としては。

委員B：会議は良いかもしれないですね。協議会は良くない。

委員A：どうせお金が出ないから一緒です。お金が必要なところは出したら良いんだから、判断したら。

委員B：今まで出していたから引き続き出すというのではなくて、必要などころに必要な支援をするという形に変えていかないと。

事務局A：その会議は、お金の出し入れを…

委員D：今ある地方自治のコミュニティは無視して、これからの地方自治のコミュニティがどうあるべきかというのを検討していこうという。

事務局A：検討してから、実際に進んでいくのですか。

委員D：そうです。それでおそらく検討するということは、現状はどうなっているのかという調査から始まります。現状があって、その問題点を把握して、だんだんやっていく。

委員長：最終到達点は、地域自治推進ですから、役所が考えていることと同じ方向に向かうと。議論のステップがね。

委員A：難しい顔をしていますね。

委員E：今ご発言されたほうが良いと思います。

委員B：頭を柔らかくしないと。

事務局A：どうしても、地域の課題解決をするのに、トップの組織が必要なのかなという。その地域ごとに考えて、その中で…

委員D：考えるんですけどね、その土俵すら今は何もない。現状で放置して地域の課題が解決できると思いますか。

事務局A：当然それは、行政側の人間は行政側の人間として、アプローチしていかないといけないと思いますね。それから、自治基本条例の中で、このような単位をつくっていきますというようなことは条文で載るとして、そのことをみんなも守っていかないということで、これをおつくりになられているわけですから、当然市民の皆様も考えていく場を設けていってもらわないといけない。既存の団体さんとかいろんな組織がありますから、そういうところにもアプローチしていかないといけない。場合によっては市役所の人間が、立ち上げまでは積極的に関わるようなこともあり得るんです。とにかく急務なのは、上に団体をつくって、そこで必要・不必要の判断をされて…

委員D：今おっしゃった、我々がしなくてはいけないことは、その会議なんです。上じゃなくて、こういう団体なんです。

事務局A：地域ごとにそういう会をつくるということではないのですか。

委員D：市に一つ。

委員B：だから、どういうコミュニティのやり方でいったら門真にはまるのかを考える場をつくったらどうですかという。

委員F：現在どういうコミュニティになっているか分からないんです。どういうところでどういう活動をしているか。

事務局A：理想とされるコミュニティは、こういうものだという案をトップがつくって…

委員D：理想とするコミュニティとかではなく、コミュニティがつけられるようなフィールドをつくるということです。理想のことは、現場を知っていないと、分からないですからね。

委員C：事務局がおっしゃっているのは、事務局案の中の第15条第4項ですね。「地域協働推進協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとします。」ですから、一番上の段階の話を、この4項で謳っているということをおっしゃっておられました。

事務局A：コミュニティがつけられるということに関しては、どうなんですか。

委員A：今までにあるコミュニティ自体が、納得していないわけなんですよ。市民としたら。していないから、条例で新しいものをつくって色んな改革をするからこれを条例で定めるということですよね。この委員会をこれからどういう形でやっていくかということです。

委員F：今のままでいったら増えるだけで、一つ新しいものが増えるんですよ。で、また喧嘩するんですよ。

事務局A：ここはここで残しておくんですよね。コミュニティの…

委員A：それは残さなければいけません。必要なものは絶対あるんですから。それを、条例をつくったんだから、一回きれいに洗い直そうかと。そのために委員会をつくっておいたほうが楽だなと思って。

事務局A：それはすごく強制力が…。少しイメージが湧かないんです。

委員B：だから、どういう風にしたら良いかを話し合う場をつくろうということですよ。

委員D：どうしろという会議ではないんです。

委員E：多分、勧告や指導したりするイメージではなくて、現状分析と課題の整理までは、最低限みんなシェアしたいというところまでおっしゃっているんですね。解決は具体的に地域ごとで良いけれども、課題の整理と、門真のコミュニティがどうなっているのかを理解するところまでは、市としても共有したいということですよ。

委員B：そうですね。だから、今問題点が。自治会に加入しない人が多いのもあるし、地域全体が落ちてしまっている地域もあるらしくて、それには何か原因があるわけですよ。だからその原因を探ったり、話し合ったりして、日頃からそういう活動をしている人たちがここにはいるので、そういう人もそこに入って、こういうところが問題なんだというのを色々出して。最低1年はかかるとは思います。そういう話し合いをして、じゃあこういう風にしてはどうかという話を市と協働でやろうという場を。それを各コミュニティでは、こういう風ではどうかという提案をして、それをするとところもあれば、したくないところもあるだろうし、ということでしょうね。

委員長：まず、そういう会議で、市民みんなで考えましょうということですね。むしろ自治基本条例で方向性を定めるほうがトップダウンになってしまいうんですね。だから、この条例で方向性を定めるのではなくて、市民も議会も行政も含めてみんなであり方を考えましょうという。

委員D：そして面倒でしょう。集まって話をして。ところが、この市民から始

まって、これだったら投げ出したような感じで、良いものができるように思えないんですよ。

委員A：今まであるものは全部残していきますからね。

事務局A：書きだしているのは、協議会の構成の話なので「市民は…」というこ
とで書き出させていただいているのですが。そして、色々必要なもの
がでてくるので、第4項を記載しているのですが、これではいけない
のでしょうか。絶対に全体協議会を置くという…

委員D：そうしないと物事がスタートしないでしょう。市の地域コミュニティ
について、全体的に見渡して分析してどんな問題点があるというのは、
今市役所の中にあるんですか。

事務局A：ひとつ、補助金の話は先ほどさせていただきました。あと、実際これ
は我々の仕事だと思っているのですが、このような地域コミュニティ
をつくりましょうという話になったら、当然市民の方にも説明しなけ
ればならない。それと意見もお聴きしなければなりません。それから、
団体さんにも伺って自治基本条例の説明をしなければなりません。事業
所さんにも機会があれば話していかなければならないというのは…

委員B：こういう風にしましょうというのができたら。それはどこで決めるん
ですか。

事務局A：元々の解説のところに書いているような、小学校区単位云々というお
話ですよ。何を単位にするのが良いのかは分かりませんが。

委員B：既存のものをそのまま使うという考え方なんですな。

事務局A：使うと言いますか、実際に今ありますので、それぞれの持ち味がある
と思うんです。例えば、自治会さん、校区であれば校区理事さんが中
心になられたりとか、それから福祉の関係でしたら、校区単位でおら
れますし、色々な方がおられるので、そういう方を含めて色々話をし
ないといけないのかなと。

委員B：私もよく分かっている訳ではないのですが、個人的に小学校に入って

ボランティアをしていると、福祉協議会の方とお話しするチャンスもあったりして、一杯一杯でしんどい、全然協力しない人も多い、やりがいがあるから頑張っているけれども、てこでも動かない方もたくさんいるとおっしゃってるんです。福祉協議会も高齢化していて、若い方は入ってこないんですって。

事務局A：ですので、色々ところが連携してというお話になってくるのかなと。今までの解説のところを読んでいると、われわれはそう思いました。

委員長：この市民検討委員会では、コミュニティの活性化が必要だということで、池田市の例も出しながら、いわゆる29条以下のようなことが必要だという話になって、そのご後半の市民検討委員会で、そうではなくて、28条のような、全体で見直さなくてはいけないということになって、それで私の方で合体して作っているのが原案だったんですね。だから、時間の推移とともに増えてきた議論を私の方で合体しているだけですので、29条以下は不要であれば、不要でも結構だということですね。

委員D：一番しなくてはいけないのは、28条を謳って検討していきましょうということでスタートしたらいいと思うんですけど。

事務局B：すみません。ちょっと私も参加させていただいてよろしいでしょうか。大事なところですので。自治基本条例を作るにあたって、総合計画でも色々な議論があって、地域コミュニティを活発にしていけないといけないと、そして市民力・地域力を高めましょうというのが市全体の合意で進んでいる流れですよ。そういう中で、それを具体的に実践していく上で、理念的に大事だと、市民にそういうことを理解してもらおう、みんな一緒になっていこうというのと、もう一つは、理念だけ謳うのではなくて、具体的にそれが出来るようなものも作っていこうかという思いが行政としてはあったんですね。そこで自治基本条例を作ろうということで、一つはずっと議論していただいた第一条から始まった理念をしっかりとしたものにしていこうということと、もう一つ我々としては、名称はどうでもいいんですけど、推進協議会に対して非常に強い思いがありまして。今、色々なご意見を聞いてまして、各分野で皆さん頑張っていらっしゃいますけれど、なかなか頑張りに地域格差があったり、同じ人がずっと頑張っていて、なかな

か裾野が広がらないとか、色々な問題がありまして、それを何とかしたいなという思いがあります。具体的なイメージを申しますと、池田市でやっているような小学校区単位でコミュニティを作って、そこで自治会や子ども会などの団体さんや、企業や、新たな学生さんや NPO が入ったり、色々な人たちが集まってですね。今の国や府は、コミュニティの単位は、生活圏域で、大体小学校区単位ということで、その活動にこれから主眼を置いていこうというのが流れなんです。そこには補助金も出していこうというのが国・府の動きなんです。そういうことも含めまして、地域には課題があると、行政にはこれから少子高齢化とかを含めて、色々な課題が出てくると思うんです。そういう時に、もちろん市も加わっていきますけれど、市民同士で知恵を出し合って、協働を進めて、地域の課題を解決していこうという組織を作ろうという思いがあるんですね。議論がありましたように、市民が市の政策を知らない、説明していないということがありますよね。それをするにも、例えば、小学校区単位で市側も行って、タウンミーティングをそこでやったり、あるいは、地域のコミュニティ紙みたいなものを発行してもらって、市の情報を全部出すのと、地域限定の密接した情報もそこで広めていくとかですね、色々なことに使えるかなど。例えば、モニター制度もそこから出してもらおうとか、全地域からしっかりと声を聞いて、市役所もそこで本音で対話できるような場もできるでしょうし。今日、色々議論していただいたことも、小学校区単位のコミュニティを作ることによって、かなり飛躍的に実現できる可能性があるのではないかと。我々はその為に市の税金を投入しようという意思があるということなんです。例えば、情報誌を発行しようとすると、市民が自治会費を増やすのかということとはなかなかできませんよね。なので、市としては一定の経費を負担しましょうと。そして、なかなか市の情報も伝わらないところがありますので、市の職員との対話というのも非常に大事だと思うんです。それが市全体となると非常にザクっとしてしまうという思いもありまして、具体的に生活で困っている、問題になっている地域に行って、そこで話をして、それを色々政策にも活かしましょうと。あるいは具体的に何かあれば、そういう経費も出しましょうという議論も内部的にはしております。というのは、今まで、議会で自治基本条例をどんな形で進めるんだという議論がございました。その中で、例えば、池田市でやっているような小学校区単位のコミュニティというのも意識しながら、考えていきたいということを明確に答弁させていただいております。議会でもこ

の間、ずっと資料を出して、そのことについてそれは絶対だめだということは今のところ聞いておりません。ですから、今日議論のありました各種団体の補助金問題は、それはそれで補助金を出しているところは、決算状況を含めて報告するというはやっておりますし、これから全事業単位での事務事業評価で、全てそれがどういう形で使われて、どういう効果があって、どうなっているんだということは全て明らかにします。そういう流れで今進めています。来年度以降はきちりとした形で出来るということになりますし、補助金そのものの見直し、ダブリがないか、そういうことを含めてずっとチェックをかけていってしますので、問題もそんなにかないのかなと思います。後、問題は小学校区単位のものが出来た時に、当然既存のところと統合した方が効率がいいということもたくさんあると思います。例えば校区祭りとかは、地域活性化まちづくり推進補助金ということもやっていますが、それを例えば、それ単位でやるのか、小学校区単位で協議会ができたならそこにお渡しするのか、あるいはそういうことをしないというなら、違うことに使いたいという選択肢も色々出てくるのかなと、そういう意味では一括交付金化みたいなことも今後はやっていけるのかなという思いもござります。それは今どうこうという問題ではなく、各種団体の地域で活動している人たちの意見を聞かないと決められないということだと思ってますので、それが4項に書いてますところで、話し合いの場なり、ヒアリングなり、委員会を作ることならば、委員会を作って議論したらいいと思いますけれど、そういうことで十分汲み取っていかないといけないと思います。ただ、今まで既存の横割りだけの活動の範囲でやるということだけではなくて、新たに地域の活性化、市民力を高めるために財源を投入する、でも市民も頑張っしてほしいという思いを正直強く持っています。ですから、やり方としてはみなさんおっしゃるように行政の強い思いがありますけれど、それは一回議論してからだと、そこまでまだ展望がないという議論があると思うんですけど、我々の思いも十分わかっていただいた上で判断していただけたらなということなんです。

委員B：全然それでいいと思いますよ。そこまで具体的にしているのであればそれでいいと思います。

委員J：すみません。既存のところってすごく問題があると思うんです。私もあちこちボランティアとかで行ったら、この地域は、私は50年も住

んでいるのに入れてくれない。入りたいけれど、何にも声がかからない。お金だけは取る。過去からずっと役をされて、世話をなさってきた方はそれなりに立派なんですけれど、そこから降りようとしなのではないかなと思います。その人たちで固まってしまっていて、新しい人が入りにくい状態になっているんです。それならば、さっき言ったみたいに、一旦なしにして、校区単位で新しいのを作るとか。そういうことを考えていかないと。それは門真の限った地域ではなくてあちこちでそういう声を聞くんです。若い人も入ってこないんですよ。若い人が活性化している地域はいいんですけど、年配者ばかりで新しい人を全然入れない地域もあるんですよ。

委員B：だから、そういう形というのを否定はしないんですけど、今おっしゃったようなことがうちでもあるんです。

事務局B：そういうこともよく聞いておりますので、それも何とかしたいという思いはあります。それは、それぞれの団体との協議で強化していくことで解決していく方法もあるでしょうけれど、それだけではちょっと解決しにくいかなと思ひまして、新たな仕組みをしっかりと設けたいなという思いがあります。

委員C：事務局側がおっしゃっているのは、この事務局案で出していた内容と、先ほどこの中で、話し合いがあつて市民検討委員会の7月15日原案の28条でいいのではないかということと照らし合わせてみて、28条だけでいいのではないかということもあつたのですが、事務局側は、事務局案の方でも同じことじゃないですかということをおっしゃっているんですよ。

委員J：今そういうことを言っているのではなくて、現状を説明しているんです。

委員C：要するに、この自治基本条例の中に盛り込む文言を今検討しています。実際に推進協議会なるものの組織をどうするのかということは、その先の話になります。それ以前の問題が山積みで先にやらなくてはいけないんですが、ただ、この自治基本条例の条文の中に盛り込む検討です。その中で言った場合に、事務局側がおっしゃっているのは、今事務局の方で案として出された内容でなぜカバーできないのかというこ

とをさっきからずっとされています。

委員J：28条はこれはこれでいいと思うんですよ。ですけど、その検討するというのがね。

委員C：その検討が先ほどから、ずっとおっしゃっていただいているのは、4番の後半でそれが法案されますねということをおっしゃっていますよね。議論していただきたいのは、この条文は文面は事務局案のままていくのか、あるいは全部やめてしまって、7月15日案の28条をそのまま持つてくるのかということです。

委員F：そのまま持つてきたらいいですよ。

委員D：このセルがあっても、結論はこれになるかもしれません。それはそれでいいんですけど、いずれにしても、市役所がこの協議会を束ねないといけないんですよ。課でやるのか、部でやるのか知りませんが。それをするなら、ここに委員会みたいなものを作って、市民、役所、議会という風に作って、結果的にこうなるということであってもいいんですけど、ここの条文としては、今おっしゃったみたいに、まず、ここだったらいっぺんに飛びすぎですよ。結論ありきで。だから、一回ここで協議して現状の問題点とかを整理する委員会を作りましょうと。

事務局B：ですから、それは戦術として、やり方としてはそういうことはあってもいいんです。何もそれは否定していませんし、問題は自治の協働の憲法みたいなものを作ろうということなので、先のことを見越して、それを元に進めましょうという条例が理想だなという思いを持っているんですよ。だから、それが何かといいますと、小学校区単位のコミュニティかなと。

委員D：条例の書き方ですけど、28条をこれで謳って、地域コミュニティのセルをどういう形になるかは、ちょっとクエスチョンにしたまま、これを目指して、これをしましょうということで、条例として2つ…。

委員F：だから、28条と30条でいいですよ。30条が、「市役所は地域自治（コミュニティ）推進協議会の設立および活動を支援します。」と。

この名前を変えないといけないですけど、こういう形で支援するというを書いた方がいいのではないですか。28条と30条があれば。もうひとつ言いますと、小学校校区の話をしましたけれど、小学校校区というのは、実際のところ小学校区理事がやっています。PTAも来るし民生委員もやっています。でも、実際にほとんど発言がなくて、結局校長がえらい目にあっています。だから、校区となると、校長が仕切って話をしないといけないとなります。だから、全然一般の方の意見が出ていないと思います。ひどいところなんて全然意見が出ませんよ。だから、今の既存の組織を使うことにおける弊害はそこなんです。作ったら結局また増えるだけなんです。だから、この案で一回きれいにしてからというのが筋ですよ。もうちょっと問題意識もって会議集まらないとね。会議でも資料もぽんと出されて読まされても、出来ませんもんね。やっぱり先に配ってとかないですからね。突然来て、結局校長が一番わかっていますから、よそから転勤してきた校長でも勉強してそれなりに治めているところありますよね。だから、本当にこれをするなら、現状をもうちょっとわからないといけないのではないですかね。校区理事というのは、さっきおっしゃったように、今は地元の古い自治会の会長さんを10年以上やっている方がなられているんですよ。

委員D：結局これの不都合は何ですか？28条と30条にするという。

事務局B：我々は、15条関係が盛り込まれておれば、一定良いのかなという思いが。それを目指すと。中身については、調整をしながら。できるところもできないところもあるかとは思いますが。

委員D：だから、30条に至る28条をまずしましょうと。

事務局B：15条を含めて、順番もいろいろあるでしょうけれども。要は、事務局案の15条を中心に、例えば4項に28条を書くかどうか。

委員D：まず28条ですね。なぜかと言うと、現状の全体を知って、その結論としてどうもこういうことがありそうだという順番にしないと。いきなりこれを置くと、ものすごく違和感があるんです。なぜそんなものがいきなり出てきて、それが中心になって、市の方もかなり強い意志を持ってそれを主張される。それではおかしいのではないかと。

事務局B：地域力を高めたいという強い思いがあるんです。

委員D：それはそうだと思うんです。でも思い込みが強くて。段取りとして28条があつて30条があつたほうが、説得力のあるスムーズな言葉になると。私たちは、30条の地域コミュニティの支援を否定していないから、その動きのほうへスムーズにいかないといけないことは確かなんです。確かだけれども、いきなりは違うのではないかという…

委員A：一回行政の方に訊きたいのは、NPOとか、今の公共のいろんな団体がありますよね。それはその枠の中に入れているのですか。NPOにも補助金は出していますよね。それも含めて校区の中に入っているのですか。

委員D：それは、入るなら新しいルールで入るのでしょうか。今までどおり…

委員A：今までどおりで先に走っているは、後からつくったものに乗ってくるはでは、ちょっと難しいと思います。改革にならない。

委員B：ただ、一足飛びにやれないと思うんですよ。例えば、28条で一回そういうことをやってみて、方向性として小学校区単位はやりやすいかなと思うのですが、たださっきおっしゃったような問題点もあると。地域独特の問題点もあるかもしれないし。小学校区が一番良いのかなと思うのですが、ただその場合に、主語は市民なので、自発的に立ち上げたとして、やってみたら問題点も出てくるかもしれないので。例えばNPOが入ったときの問題ももしかしたら出てくるかもしれない。それはその時々で解決していかないといけないから。本当に一足飛びにいかないで、そういう場で1年ぐらい議論して、じゃあこういう形でやってみようとなって、やってみる。試行錯誤になると思うので、ああいう場をつくって議論して次に進むほうが、何かと良いと。そのときにももしかしたら、思いもよらない意見が出たり、問題点が出たりするかもしれないし。それはやっぱりこういう場を設けたほうが良いのではないかと思います。

委員A：その辺の考え方はどうなんですか。もう先に走っている団体から見直していくのか。

委員長：検討委員会と行政の意見が…。委員の皆さんで他の意見があれば。

委員D：委員のほうはこれで…

委員長：では、28条でOKということで。

委員D：それで、あまり無茶なことを言ってもいけないから、行政の意見を。何をこだわっているのかよく分からない。

委員E：そうなんですよね。市民の皆さんを前にしてということで、少し言いくいところがあるのだとは思いますが、論点、何が対立しているのかがちょっと見えなところがありますので。

委員A：自分たちも考え方は一緒ですよ。

事務局B：一緒…。載せていただいて、これは手続き・つくり方の問題なので、手続きのことは書いても書かなくても良いのかなという思いがあって、この15条にしている。我々の思いをもう一度解説させていただいただけなのですが。

委員E：わからないのは、7月15日の市民原案の何がいけないのかということ、何がいけなくて事務局案に変えられたのかという。その説明をむしろしていただいたほうがすっきりすると思います。対立していないとしか皆さん思っていないようですので。私もそういう風に聴いているのですけれども。一番違うのは28条を前に持ってくるのか、後でも良いのかということですかね。

委員D：時系列でいっても、28条が先にくるのは当たり前。その後に協議会になりますから。

委員E：順番は28条が前で良いじゃないかというだけですよね。私の想像では、補完性の原理ということで住民組織を前に持ってきたことだと思うのですけれども…

委員D：当たり前の話なのに、こだわられていることに何が…。大きな問題が

あつてこだわられているのだったら、あつさり言ってもらわないと、これから市民と言っているときに、やっていけないですよ。

委員E：言いにくいかもしれませんが、あつさりと言っていたら…

委員A：休憩しましょうか。休憩してから話をまとめて。

委員長：あと、30条の文言もこれで良いか休憩中も含めて。

委員D：30条は事務局の言っているような…

事務局A：29条は入れないということですか。

委員長：いま、28条と30条という提案が。

委員E：15条に近い感じということなので15条をどうするかですね。

委員D：だから、7月15日市民原案の28条と事務局案の15条、これをもっとシンプルにした方がいいと思いますが。

委員E：28条と15条を合わせるということですね。

事務局A：後は入れないんですか。

委員F：後はいらぬですね。2つだけで行きましょう。

委員長：28条と15条ですか。

委員D：28条がなぜいけないのかということの説明は。

事務局B：15条を無くすという議論だったので入らせていただいたんです。

委員D：じゃあ15条はあつてもいいです。

事務局B：15条を無くして28条だけにするという話だったので、ちょっと思いが違うなど。

委員D：結果はそうかもしれないが、まだ検討会も何も無い中で15条が出てくるのは唐突だと私は思う。だから、それを言いたいのであれば28条を謳って、そこでは小学校単位とか言わずにセルを作りたい。それならば異論はないです。

委員B：単位をどうするかということだけですか。

委員長：休憩して続きを。

(10分休憩)

委員長：それでは、全員揃いましたので始めさせていただきます。これまでの議論は、28条と15条を残すということで、それ以外は削除する。これを前提にしてまた議論をお願いします。

委員J：30条の支援という言葉はあった方がいいんじゃないか。

委員長：30条も残すということですか。

委員F：残すというより合わせるですね。

委員E：もし合わせるのであれば、組織し、市役所は活動を支援しますという形はどうでしょうか。

委員J：そうですね。

委員E：一つの条文に主語を二つ入れていいのかという問題がありますが。

委員長：それは二つの文章にすればいいかと思いますが。主旨は15条に30条の文言を入れるということですね。

委員J：支援するという言葉を入れてほしい。

委員G：3項でいいんじゃないですか。

委員B：名称なんですけど、地域自治推進協議会の方がいいんじゃないか。

事務局A：随所に協働によるまちづくりというフレーズがでてきますので。

委員B：協働っていうのは押しつけられたら気分が悪いものなので、自発的に協働するんで。

事務局A：自発的な団体ですので。一つ提案として出しています。

委員長：名称は削除してもかまわないと思います。協働に取り組む組織としてもいいと思います。

事務局B：自治というと自治連合会がありまして、非常にややこしい。コミュニティや協働推進など、表現が固ければ変えてもいいんですが、こういう名称はどうかかなと思っています。

委員B：もっと柔らかくして親しみやすい感じの名称ってないですかね。コミュニティってなんか違和感がある印象があるとおっしゃった方がいらっしゃるんですが、コミュニティっていう言葉をもっと身近に感じてもらった方がいいように思うんですね。コミュニティ会議みたいな。会議っていいなってさっき思ったんです。コミュニティ推進会議。

事務局B：公金を投入していこうとするには、会議というのはちょっと。組織的な雰囲気の方がいいのかなということで協議会としていますが、できないことはないです。

委員B：会議っていうと参加している感じがする。

事務局B：参加・参画というのが狙いですので。今までも議論されてきましたが。

委員B：委員会や協議会は堅いイメージで、会議というのは私はすごく感じがいいなと思う。

委員長：豊田市は地域会議という名称にしました。

委員F：協議会だけはやめてほしい。悪いイメージがある。お金がついて回っ

て動くみたい。なんか操られている感じがする。自主的なもんじゃない。

委員B：なにか一緒にやりたいなって思える名称ないですか。

(つどい、ネットワークの声あり)

委員E：名称を考えられる際、何か事務局では他にでませんでしたか。

事務局A：特には。

委員長：名称は後でもいいと思いますが。

委員F：今決めておけばいいんじゃないですか。地域会議でいいでしょう。

委員長：名称はいつでも変えられるので、とりあえず地域会議にしましょう。
中身についてはどうでしょう。28条と15条の1項と3項ですね。

委員H：では、28条は全体会議になるんですね。

委員F：そうですね。地域全体会議。

事務局B：第2項の目的は入れておいてもいいんじゃないですか。

委員F：いらないでしょう。

委員長：それでよろしいですか。

委員：はい。

事務局A：他に決めなければならないことができたりしたら、よくあるんですが別に定めるという文言を入れておかなくていいですか。いろんな細かい決まりは別に定めないといけないと思います。

委員A：別に定めて委員会を作ればいいんじゃないですか。

委員F：全体会議があるから必要ないでしょう。

事務局A：論点の違いはなんだったのかの話はよろしいですか。

委員長：じゃあお願いします。

事務局A：一つ私たちが危惧していたのは4項で別に定めるとしてはいますが、取りようによってはいろんな選択肢があると思うんですが、全体の協議会ができて活性化し、地域に広がっていったときに全体協議会は形骸化してしまうのではないかと。実態がなくなってしまうのではないかと。その時に条例から取ってしまったらいいというご意見もあるかもしれませんが、いろんな選択ができるということで別に定めるにしています。

委員B：地域全体会議ってというのは、限定的なものなんですか。

委員長：私は永続的に続くものだと思います。連絡調整など。

委員D：全体会議は、地域会議が立ち上がったら連絡会議になるでしょう。

委員H：地域会議も温度差が出るでしょうから、その温度差を埋める必要がある。

委員D：常にPDCAを発揮していくためには市役所だけでは荷が重い。市民の意見を聞くとなったらまた新しいものを立ち上げることになる。常設している方がわかりやすい。

委員F：地域会議が活発化してなくなるようならいいですけどね。いらなくなったときに消せばいい。

委員長：形骸化するのが理想だということですね。

委員E：見直しが必要な場合に、もし全体会議が3年経っても一回も開催されないといった時に条例にあるのはどうかということなんですが、今は使うということで条例に書くという話になっています。次の条文に係ることですが、条例自体の見直しの時に検討してもいいのかと思います。

す。いかがでしょうか。

事務局A：そうなってくると思います。ただ、今までの議論の中で今後どういった市になったとしても極力条例を見直さなくてもいいような条文にするという意見があったと思います。限定的な条文を残していいのかという疑問があります。当然時代の変化とともに変わるところは変わるんでしょけど。

委員E：ニセコも見直しをされていますので、総合計画の見直しの時期に見直すというのはあるのかなと思います。

委員D：邪魔にならなければいいんじゃないですか。

委員長：条例の評価の場とは違うと思いますので、その辺で。

委員E：限定的な使い方ではなく、柔軟な使い方があると思います。

委員長：次のNo. 11に行きたいと思います。前回は事務局案でということでしたが、ご意見があれば。

委員D：これも制度を設けますとなっているどんなものになるかわからないややこしい表現よりも委員会案の評価委員会のように決めて書いた方がわかりやすいんじゃないですか。

委員B：じゃあ32条そのままということですか。

委員D：不都合がないのであれば、こっちのほうがいいんじゃないですか。

委員長：ほかにご意見はありませんか。

委員B：私も委員会案で特に問題ないと思います。

事務局A：会議と委員会をつくるということになりますますがよろしいですか。また、毎年見直しをするんですか。

委員長：米原市では年3・4回開いています。全条例の整理をしたりしていま

す。どこが条例に抵触しているかなど、それが市長さんの意識を高めることになっています。作業はやろうと思えばたくさんあります。

委員D：最初の方がたくさん開催しなければならないんじゃないですか。反映されているかどうかなど。

委員長：そうですね。

事務局A：実効性を高めるというのは、他の条例もみていただけるということですか。

委員長：この委員会の役割をどう持たせるかは後の話ですが、自治体によってはそういうことをしていますということです。

事務局A：どういうイメージなのですか。この条例のことだけなのか、最高規範性を持つということなので前部の条例をご覧いただけるのか。事務局がこのことだけお願いしますというのも変な話ですので。どのあたりまで権限をお持ちなのか教えてください。

委員長：米原市では、事務局が整理をおこなっています。例えば他の条例がどういう状況なのかなど、見直しが必要な条例の一覧を作ったりして委員会で検討するということをやっています。委員会に他の条例を改正する権限はありませんから、市長や議会に意見を出して認識を高めてもらうということです。

事務局A：なぜ事務局案でこう書いたかというところの条例について見直しを行う場合ということで書いています。

委員長：委員会案は進行管理ということです。

事務局A：そういうスタンスということですね。かなり推進委員会の皆さんの労力も大変なものになりますね。

委員長：事務局の労力の方が大変だと思います。

事務局A：そこは協働で。

委員E：そうしますと、推進委員会ではコミュニティの在り方や情報公開、総合計画の進捗状況、また条例の進行管理と非常に包括的なところをチェックして回るというイメージが強くなるということですね。事務局の16条にすると限定的になる。改正が必要な時には論点整理になるということですね。そこが違いになっていると思います。

委員長：条例の精神をふくんでいるかどうかをチェックすることはどこもやらない。総合計画の評価委員会でもやらない。

委員E：最高規範性だということで、違憲立法審査のようなことをイメージすることもできる。

委員B：具体的には、条例を全部網羅するっていうことですか。

事務局A：今のお話ですと、そうですね。一度には無理だと思いますが。また当然国民健康保険法で決まっていることなど法律で決まっているものはいじることはできません。場合によっては規則なども見てもらわなければいけないと思います。条例が変われば規則も変わらなければならないので。

委員D：条例がこの条例に違反しているかを見る作業がこの委員会の役割じゃなくて、日常の業務を市役所の職員がやっていて、自治基本条例の内容と合致しないということを自己申告しないと。最初から突き合わせで合致するかどうかなんてわからない。

委員長：手順としては各課の協力があって、事務局がまとめる。

委員D：具体的な問題が起きていないことは変えなくていい。大事なことを順番に叩けばいい。

事務局A：全部やらないといけないと思ひまして。

委員D：この目的はこの条例を市政に定着させる。総合計画の評価委員会は先生3人でやりだしている。中身もかなり膨大な資料を市役所の人は作っている。ああいうのを見ると感心するぐらいですが、これも半年ぐ

らいでやった後に定着状況をみんなで確認し合うというのが良い。それをしない限りいつの間にか市民が忘れてしまって、市民と一緒に作ったのに市役所が勝手にやってみたいに言われますよ。なんでも評価推進委員会というのは作っておいた方が良い。それは面倒なことだけど。

事務局A：いやいや、面倒なことはないです。

委員D：やっていることを見える形にすることが一番大事だから。

事務局A：別に条例で定めますとありますが、条例の原案みたいなものがありますか。

委員D：制度と書くから別に条例が必要になる。

事務局A：ただ作りますということでもいいんですか。何かイメージがあるのかと。

委員長：別にはないです。条例を作った方が良いかと。継続的な委員会になるので。要綱でもかまいません。皆さんよろしいですか。内容としては事務局案と同じことを書いているのですが。

委員E：仕事の中身が重要だと思うのですが、そのことを事務局はずっとおっしゃっているのだと思いますが、一つ考えられるのは新しく条例や規則を作る際に自治基本条例に抵触していないかをチェックすることが一つ、そんなに抵触することはないと思いますが。
また、総合計画を協働になるようにしっかりチェックする。これは総合計画の方でも動いているのでそんなに大変なことではない。後残っているのは、先ほどの地域の協働の部分ですが、それは28条で重複する。後は改正に係る部分の検討になるかと思います。ですので、後はシェアする情報と開催頻度の話で表現が違うということだと思います。

委員長：米原市では自治基本条例ができて一年もたつのに市民に知られていない。どうでしょうかというのが議題になったりします。すると行政はどうする、市民はどうするという話になります。

委員B：本当に自治基本条例が市民、議会、市役所で少しずつでも実施されているのかと、まるっきりおいてきぼりになっていないかということを検証するのが大事だと思います。

事務局B：32条には市長からの諮問に対しという堅苦しい表現があり、できるだけシンプルにさせていただくといい。改正は議会などいろんなところから要望がきます、市自らやる場合もあります。

委員D：市長というのは外してもらってもいい。市長に言うことが目的ではないので。

委員長：条例の改廃については、市長が議会に上程するので、一旦市長が委員会に諮問するという形にしましたが、除いても。

委員B：改正する場合は。

事務局B：事務局案の2項で。

委員D：それでいいんじゃないですか。

委員長：じゃあそれでいいのでしょうか。では全体を通じてよろしいのでしょうか。言い残したことなどありましたら。

事務局B：一点だけ、これは私の勝手な想いなんですけど今全体が16条でできているのですが、これはアピール度の問題なんですけれども、もし可能であれば17条に分けていただいて、聖徳太子の17条憲法にしているかどうか。最後に市が独善で決めるのではなく、市民の意見で決めていこうという理念条例になる一文を足すとか。

(17条にすることに賛成の声多数あり)

事務局A：条例の名称は門真市自治基本条例と議論いただいたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員F：いや、変えましょう。門真市17条例。市が良いアイデアを出してくれた。

事務局A：それは解説のところでしょうかでしよう。

委員F：いやいや、絶対にこっちのほうがいい。門真らしい。

委員長：皆さんいかがですか。以前話し合った時は自治基本条例になったと思います。

委員D：愛称でつけたらいいんじゃないですか。もしそこに17条を入れたらどうですか。正式名称は、門真市自治基本条例で。

(門真市17条自治基本条例、門真市17条憲法など意見あり)

委員長：それでは前文ですが、4つ並んでいます。

委員E：前文のコンセプトの説明は。

事務局A：前回させていただきました。

委員E：ごく簡単にされていきましたよね。

事務局A：はい。

委員E：1案は簡単にしたものですよね。

事務局A：はい。簡単にしたもので、2案は整理したものです。

委員E：7月15日案を踏まえてのものですよね。

事務局A：入っていない言葉もあります。

委員B：1案より2案の方が長いですよね。

委員E：7月15日をかなりの程度踏まえていただいているのが2案ですね。

委員D：2つ見るのはややこしいから、2案をベースに削除したりしませんか。

委員B：じゃあ、7月15日原案をそのまま。一か所だけ変えたいと思うのが、故郷を形成しました。その後全部取っ払って、また楠の大空に向かってからずっというってその最後に削った下半分、先人たちの努力と郷土愛の結晶として我がまち門真があります。後は7月15日原案そのままでもいいかなと思います。2ページめの感謝と奉仕の精神のところに感謝（ありがとう）奉仕（ボランティア）というのは入れて、どうでしょ。長さ的にもめっちゃめっちゃ多くないですし。

委員長：もう一度おっしゃっていただけませんか。

委員B：（内容繰り返し）事務局案が悪いとは言わないけれども、私としては原案の方がいいと思うんですよね。文章的にどうかおっしゃるかもしれませんが、温かい感じがする。そして、（ありがとう）（ボランティア）を入れたい。

委員D：ありがとうとボランティアはいらんんじゃないか。ここでカッコ付けて説明する意味は。

委員B：感じが良いなと思って。

委員D：今の7月15日の原案で事務局はなにか問題があるんですか。

委員長：何か事務局からコメントがありましたら。

事務局A：条例ですので、歴史の表現で許可なくとか1ページめの下の方ですね。

委員B：許可なくが問題なんですか。

事務局A：なんかもっといい言い回しはないですかね。

委員B：幕府があかんとやったことを命をかけてやられたということですよ。

委員F：これぐらいの自治の精神があったということですよ。

事務局A：自治基本条例を守ってもらわなければならないのに。

委員D：長らく推奨するわけにはいかなくなる。

事務局A：自治基本条例の許可なく私たちはいいと思ったからやるという解釈をされる方も中にはいらっしゃる。事実はそのだと思います。一揆をしたり、先人の命がけの戦いだと思うんですが。

委員D：表現を変えたいということですね。

委員B：市役所と幕府を一緒にしていいのか。

事務局A：一緒にしたらダメですが、時代も違いますけど、みんなで守ってさらに作っていきましょうという条例の前文ですので、これはイメージ的な問題です。

委員B：おきて破りはダメだということですね。

事務局A：おきて破りがダメというよりも、もっと他に表現はないのかなというところで。

委員E：あえて書いたんですよね。私は。

事務局A：お気持ちはすごくわかるんですが。

委員E：自治ですのでね。

事務局A：門真市民10何万人いらっしゃるので、いろんな考え方の方がいらっしゃいます。

委員E：お上に抗してという表現もダメですね。

事務局A：我々お上というあれじゃないですけどね。条例の精神を理解してもらうためには、さらにいい表現がいいのかなと。

委員E：自主的に水門を設けて。

委員B：でもこれ幕府に逆らって水門設けて、礫になったっていう話でしょ。
自主的にやっただけってなったら命がけじゃない。

委員C：一揆のところは結束力ではダメですか。結束力を持ってそれに応え。

委員D：それはいいですね。確かにアウトローを広めるのは良くない。

委員C：江戸時代に入ると独自に水門を設け、はどうでしょう。

委員D：それでよろしいですね。

委員B：結束力は上で出てきますね。

委員C：本当ですね。では、一揆の部分を消して、結束力があり、生活の安定
が侵されようとした時はそれに応え、はどうでしょう。

委員B：弾圧に対して抵抗したという歴史はあるんですよ。

委員F：自分たちの力でまちを変えていった。

事務局A：歴史認識はみなさんはお持ちだと思いますが、条例の前文に書くのが
皆さんの本意なのかなと。こういう表現じゃなく、すっと抵抗なく。

委員A：まったくがらっと変えた方がいいな。

委員F：特徴を出すということで出したんです。他所のところはいろいろと書い
ているので。できればこれは残してほしい。

事務局A：表現さえ変えていただいたら。

委員E：それこそ許可なくですね。

委員D：事務局は個人名のことを言っていましたね。幣原さんとか。

事務局A：個人名どうですかね。これはクエスチョンなんですけど。

委員H：公人だからいいのでは。

委員D：今門真のHPに個人名で幣原さんと安井さんと松下幸之助さんの3人がゆかりの人として載っている。

委員B：他の自治体には個人名は入ってないんですか。

事務局A：出てないような気がするんですが。

委員D：強いて言えば、幣原さんは門真の自治ではない。自治基本条例で謳うべき自治についてどうこうしたということはない。

委員A：どっちかいうと書かない方がいい。

委員D：江戸時代のことは、こうして門真が成り立ってきたということで書く意味があるが、幣原さんと門真の自治にどんな関係があるのかというと何も無い。

委員長：削除しちゃいますか。

委員A：ここはいろんな意見があると思うけど、抜いたほうがいいんじゃないですか。

委員長：そうすると、上2行の人権と生活を守る門真の精神はその後も継承され、昭和48年に市民の総意として門真市民憲章を制定し、につなげてよろしいですか。

委員D：流れが変じゃないのでいいでしょう。

委員J：市民憲章にしてもまちづくり条例にしても守られてないからこういう状況なんじゃないのか。

委員F：書かない方がいいですか。

委員J：そう。

委員長：市民憲章は書いた方がいいんじゃないか。

委員J：全然できてないからはずかしい。

委員B：あるの知らない人も多いので、ここで書いて知ってもらうのも大事かも。

委員長：まだ生きている条文ですか。

事務局A：生きています。個人的な意見ですが、条例などを羅列するのはどうか。

委員A：シンプルにしたらどうかということですね。

委員J：守れていたらこんな状況になっていないだろう。

委員B：なんかどんどん削られていく。それだったら事務局の1案でいいんじゃないか。

委員長：事務局案1だと迫力がなくなる。

委員F：ところで以降の部分もすごく大事ですよ。

委員D：事務局案の最初の門真がどこにあってとかが全部いらぬ。そこの代わりに検討委員会7月15日原案の最初を。

委員B：6月10日は別として右3つは比較検討はできない。だから、7月15日が良いなと思う。事務局案はあっさりさっぱりで何も伝わってこない。

委員J：私もそう思う。

委員E：ありがとうとボランティアはどうですか。

委員B：私は入れたいですが、皆さんがいないっていうから。

委員長：入れた方が温かい感じがしますけど。

委員E：もっと賛成意見があれば。

委員B：私ばかり入れたいって言うてもあれなんで。ボランティアって何って
いう意見も前にあったので。奉仕（ボランティア）ってするとわかる。
ボランティアって聞いたら高齢者施設に行っって何かするっていうイメ
ージがついちゃってる。

委員D：感謝はありがたいってわかるし、ボランティアって書いてたら奉仕と
カッコ書きにするのはわかるが、奉仕と書いたらボランティアはいら
ない。文章の中にカッコ書きというのはあまりしたくない。

委員I：ありがたいの気持ちと奉仕の精神とか。

委員D：文章として書くのは良い。

委員A：これいるあれいるっていうときりがなから、はやく前文全体にいき
ましょう。

委員E：今までに出た訂正分で7月15日案でよろしいですか。

委員B：一揆のところと許可なくのところを削って、幣原さんのところ。

委員F：言葉を変えるだけ。

委員長：一揆のところは削ってつなげる、許可なくは独自にへ変えるというこ
とですね。先人たちの努力というのは、輩出してきましたの後ろでい
いでしょうか。そして2ページめの第二次世界大戦の文章を削除です
ね。

委員F：人権と生活のところもつながっていないのでいらなじゃないです
か。

委員D：だから人権のところから、受け継ぎまでがいらな。

委員長：美しいまちづくり条例の文章はどうしますか。

委員D：入れておいてもいいんじゃないですか。行政としてこれをやったけどうまくいっていないというニュアンスが出るので。

委員長：後はどうでしょう。

委員B：感謝をありがたいの気持ちに変えていただけるとありがたい。

事務局B：一点だけよろしいですか。平成12年4月に我が国は地方分権の夜明けを迎えと言い切っていますが、夜明けを迎えつつある、確かに地方分権一括法で一定の改善はされましたが。

委員長：まだ夜明けです。昼にはなっていませんので。

委員E：気になるのが、江戸時代から昭和48年に飛躍しちゃうのが気になるんですが、市政施行とか間に挟みませんか。あまりにも飛びすぎるような気がします。

委員C：人権と生活の2行が接続詞としていいような気がします。

委員B：江戸時代から昭和48年までに何か書いてもいいような事ってありますか。

委員F：市制施行でしょう。

委員B：じゃあそれを入れて。

委員長：今回の検討内容を入れたものを次回の検討部会で提出します。

委員B：それは事前にもらえないんですかね。

委員C：前の検討部会で約束したことなので、出さないといけません。

委員B：比較表じゃなくて決定したものでいいです。

事務局A：資料の事前配布なんですけども、ご連絡させていただいて配布させて

いただくか、役所に来られるご都合がある方はご連絡させていただいたときに取りに来ていただくかしていただくと非常にありがたいです。

委員F：いつぐらいですか。

委員長：16・17日くらいでいいですか。

事務局A：来られなければ、直接ポストに入れさせてもらってよろしいですか。

委員長：事務局にお渡ししてからどれぐらいでできますか。

事務局A：いただいたらすぐに。連絡なしで直接ポストでよければすぐにできます。では17日までに、ポストに入れさせていただきます。

委員D：議会に出すタイミングはいつですか。9月ですか。

事務局B：合意が取れば12月議会と考えています。ただ、それでいけるのかどうか。これから庁内議論もありますし。議会との調整もありますので。当然12月議会に間に合わない場合もあります。市民説明とかパブリックコメントとかもありますので。なんとか年度内には3月議会には目途にしたいという思いはあります。議会の方には一方的な思いで進めるよりも市民の声を聞いて進めなさいよというご意見も頂戴していますので、そして市民の皆さんのご意見でどう変わるかというところはわかりませんが、せつかくこうやって熱心にずっとご議論していただきましたので、我々としては議会に早く上げたいと思っています。12月はなかなか難しいかもしれませんが。

委員B：今度の検討部会で今後のスケジュールがもし出していただければ、こちら心づもりができるので。

事務局A：たぶんざくつとしたスケジュールになると思いますが。

委員B：それで結構です。あくまでも予定ですし。

委員長：では今日はどうもありがとうございました。